

平成22年4月

第5回

災害土砂処理委託調査

特別委員会会議録

4月20日(火)

防 府 市 議 会

平成22年第5回 災害土砂処理委託調査特別委員会会議録

○日 時 平成22年4月20日（火） 午前10時00分

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員（15名）

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊 藤 央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大 田 雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	安 藤 二郎
〃	河 杉 憲 二
〃	木 村 一 彦
〃	重 川 恭 年
〃	田 中 健 次
〃	田 中 敏 靖
〃	土 井 章
〃	藤 本 和 久
〃	松 村 学
〃	三 原 昭 治
〃	山 田 耕 治
〃	山 根 祐 二
〃	山 本 久 江

○欠席委員（0名）

○委員外議員（２名）

青 木 明 夫
行 重 延 昭

○参考人（２名）

前クリーンセンター技術補佐 山 田 裕
生活環境部次長 吉 村 和 幸

○出席書記

藤 井 一 郎

午前１０時 開会

○伊藤委員長 皆さん、御起立ください。ただいまより、災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。御着席ください。

本日の委員会は公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは公開といたします。

議事に入る前にお諮りをいたします。きょうはないようですが、一応カメラ等での撮影、録音についてでございますが、参考人の方が入られるまでとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それではそのようにいたしますので、報道も含めた傍聴の方は御協力よろしくお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

参考人質疑

○伊藤委員長 本委員会に付託されました災害土砂処理委託についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、山田前クリーンセンター技術補佐と吉村生活環境部次長に参考人として出席をお願いいたしております。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、限られた時間の中で災害土砂処理委託に関する重要な問題について参考人の方に発言をいただくものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げることをしないよう御協力をお願いいたします。

では、これよりカメラ等による撮影、録音は禁止とさせていただきます。

最初に、山田前クリーンセンター技術補佐に入室していただきます。

〔山田前クリーンセンター技術補佐 入室〕

○山田前クリーンセンター技術補佐 おはようございます。

○伊藤委員長 山田前クリーンセンター技術補佐におかれましては、お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会の調査のために御協力をよろしくお願いいたします。

これよりの進行につきましてですが、まず1点のみ私のほうから代表して質問をさせていただきます。その後、各委員よりの質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 まず、私よりの代表しての質問でございますが、本件に関しまして、県との交渉に当たって、クリーンセンター所長と山田前技術補佐が常に同席をされていたというふうにお聞きをしております。この点は間違いないでしょうか。

さらに、そうであれば、山田前技術補佐におかれましては、そのときにどのような立場でおられたか、どのような役割を果たしておられたかについてお答えをお願いいたします。

○山田前クリーンセンター技術補佐 そのまま答えていいですか。

○伊藤委員長 はい、どうぞ。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はっきり申し上げまして、県との交渉では、所長と同席したことは一回もございません。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員から質疑をお願いいたします。どうぞ。

○土井委員 それでは、維新さんとの協議は同席をされたのでしょうか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 維新との協議というと、何の協議でしょうかね。

○土井委員 いろいろその協議する過程で難航に難航を重ねたときの協議です。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それは契約に至るときですか。

○土井委員 そうです。契約の前段ですね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 私は、この土砂の処理については関与しておりませんので、一切かかわっておりません。

以上です。

○土井委員 そうすると、議会答弁がうそであったという話になるんで、そうすると、所長と補佐が同席をしたと、交渉したと種々述べておるのについて、再度証人なり何なりで呼んで問いただす必要があるかなという思いが、まず1点しておることを提言しておきます。そういう議会答弁があったから、山田さんと呼んでいるということをもひとつ理解していただきたいと思います。

だとすると、相当話が変わってくるので、本来、副市長なり部長なりにもっともっと聞かんにゃいけんかった。山田前技術補佐がかなりのことを御存じであろうということでお越しをいただいたんで、その流れが相当変わってくるかなという思いがしておることをまず1点申し上げておきますが、それで、山田さんは、要するに廃掃法等々についてもうプロなんで、これはもう一般的なことしか聞けなくなってきたわけですね、逆に言えば。

そこでお尋ねをいたしますが、一般廃棄物の運搬処分は市に責務があるということですよ。その根拠法令を教えてください。

○山田前クリーンセンター技術補佐 廃棄物と清掃に関する法律の中で、まず廃棄物というものを規定しています。これは人が使って不要になったものが廃棄物であると、そして、その廃棄物の中を2種類に分けています。

まず、事業活動に伴って発生した廃棄物で規定されているもの、汚泥とか、ばいじんとか種類があります。これは産業廃棄物。これはだれが処理責任があるかという、排出者に処理責任があります。

それとは逆に、一般廃棄物というんですけど、これは、廃掃法の中では一般廃棄物の処理責任は市町村にあると明確にうたっています。

以上です。

○土井委員 ですから、それは廃掃法の何条に基づきますか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 ちょっと現役引退しまして、法律の本もありませんので、多分4条ぐらいではなかったかなと思うんですけど、廃掃法の中の4条に一般廃棄物の処理責任をうたっているところがあると思います。

○土井委員 ちょっといいですかね、廃掃法をお渡ししても。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 その中で、私は6条の2ではないかという感じがしておるんですが、4条1項……。

○山田前クリーンセンター技術補佐 6条の2です。すみません。

○土井委員 そうですね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 このピンクで、委員さんがマーキングしておられるところですよ。

○土井委員 だとすると、これも逆に言えば、山田前補佐はその関与していらっしやらないかもしれませんが、印判がついてあるからちょっとお尋ねしますが、9月15日に法律相談をしたときの復命書、インフォメですけれども、その中で「顧問弁護士は、法律第4条に防府市に実施責任がある」というインフォメが上がっているんですね。これはうそということですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 その4条は災害対策基本法じゃないですか。

○土井委員 いや、災害対策基本法は50条の6号。

○山田前クリーンセンター技術補佐 4条ですか。これは委託の基準ですよ、一般廃棄物の処分。

○土井委員 そうですね。いや、だから、このインフォメをつくられた方は戸田さん、この方は技術屋ですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、事務屋です。

○土井委員 事務屋。だから、これほどあなたがその顧問弁護士のところに相談に行かれたかは御存じですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい。私と庶務の戸田係長と法令係の国吉係長ですか、3名で行きました。

○土井委員 そうすると、そのインフォメは間違いであった、あるいは本当に中山先生が——中山先生と言うたらいけんかもしれませんが、顧問弁護士が第4条1項とおっしゃったのか、その辺をちょっと確認したいんですがね。

藤本さん、今のこのインフォメをちょっと一番近いところじゃから渡してもらえますか。この一番最初の市からの書類。（発言する者あり）

○伊藤委員長 2枚目になりますね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 これは法律相談のやつですね。

○土井委員 そうです。

○伊藤委員長 相談結果というところの中段に「廃掃法第4条1項ということになる」という記載がございます。

○山田前クリーンセンター技術補佐 これは表記ミスですね、多分。

○土井委員 中山先生が法律第4条1項というふうにおっしゃったのではないということですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい。そのときは、まず一番最初に法律相談に行っ

たときに、災害で発生したごみが一般廃棄物か産業廃棄物かという話で行ったわけです。

まず災害対策基本法に災害で発生したごみは市町村に処理責任があるということで、その根拠法令をもって、再度、中山弁護士さんのところにお伺いして、そのとおりだという回答を得て、一般廃棄物としてずっと取り扱っています。

○土井委員 よくわかりました。古谷部長まで13ぐらいの印判がついてありますが、これがずっとそのまんま、うそのまんま通ったような供覧であるということがよくわかりました。

次にお尋ねをいいですかね、私がしても。お尋ねをいたしますが、8月19日に起案がされておるんですが、例のその維新さんに廃棄物処理の許可を8月25日付で出しておられますが、その審査に当たって、今我々には申請書と作業計画書とロータリースクリーンとスケルトンバケットのどねえなものかというものしか実はついてないんですよ。あと、これ以上に実際には添付書類、判断をするための資料はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 廃棄物と清掃に関する法律の中で、一般廃棄物の処分業というのがあります。その申請が出たので、必要書類を整えてチェックしまして、条件を満たしているということで、決裁を受けて許可出しています。

今、委員さんが言われたほかにも、会社の定款とか、要するに誓約書とか、まだほかの書類が添付されております。

○土井委員 だとすると、すべての書類を執行部には提出するようにと委員長のほうから言ってあったと思いますが、すべての資料が提出をされていないということになるということを確認させていただきますが、防府市の条例の17条3項に適合するということが、きのう部長の答弁ではそれが出でなかったんですが、出でなかったというのは、よう答えられなかったんですが、この維新さんは市内に営業所を持っておられますか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 営業所はあります。

○土井委員 営業所の住所を教えてください。

○山田前クリーンセンター技術補佐 佐野で、詳しい住所はちょっとわかりません。佐野まではわかります。

○土井委員 それは登記はされていますか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい、それは確認しております。処分業の許可を出すとき、会社の登記簿謄本とかも全部出ますので、その中で確認しております。

○土井委員 それは、このたびの許可申請に添付されておるわけですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい、そうです。

○土井委員 それじゃ、それも、ぜひその登記簿も含めて、佐野に営業所があるということを証明する書類が出てくることを期待をしておきます。

それと、この条例の中でも言っておるわけですけども、みずから処分ができないと、防府市にはみずから処分ができないという場合に許可を出せるというのが、条例の同じ17条の3項3号にあるんですよね。17条3項3号では、「その申請内容が、市長が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであり、市による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること」ということがない場合は、許可をしないといけないということになっておるわけですけども、その時点で、市による一般廃棄物の収集、運搬または処分が困難であるというふうに判断をされたというふうに解釈をしてよろしゅうございますか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい、今委員さんがおっしゃったように、その処分業、あるいは収集運搬業、処理業とまとめて言います。これはもう法律の中で、一番最初に申しましたように、市町村の責務であると、だけど、それが困難な場合には処理業の許可を出すことができるということが、法律の中でまずうたわれています。それを再度、そこに条例として表示しているだけです。

○土井委員 いや、そうなんです。だから、私も伺っているんですが、現実の問題として、防府市ではお手上げだと、これは災害土砂を想定しとるわけじゃないわけですよね、この許可そのものは。災害土砂を、たまたま日にちが8月のこのごろですから、いかにもその災害土砂をターゲットにしたようですけど、実は許可申請、あるいは許可そのものは違うと思うんですが、市による一般廃棄物の収集、あるいは運搬、処分が困難であるというふうに判断をされたから、許可をされたというふうに思う。これも、許可は2年更新だったと思いますが、未来永劫に続くわけですからね。そういうふうに処分は困難であると、みずからやることは困難であるということを判断をされたから、許可をされたということを確認させてもらいます。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はっきり申しまして、今そこで処分業の許可を出していますけど、いかにも災害のごみがターゲットというような気持ちをお持ちだろうと思います。だけど、一般土木工事なんかでも、土を掘りますと、草と土がまざったのが出ます。これらを分別して、草は燃えるごみ、土は有用土として利用する。そういうためにも、この分別作業というのは災害以外の場所でもニーズがあるというふうに考えています。だけど、それを市町村に、防府市で今それをやれと言われても、機材もありませんし、人員もいません。だから、できないという判断のもとに処分業の許可を出しました。

以上です。

○土井委員 そこで、そういうこともあろうかということですが、ほかにも一般廃棄

物の収集、運搬、処分の許可をとりたいという希望の業者があったやに聞いておりますが、そういうことは山田さんの耳に入っておりますか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、全然そういう情報はありません。

○土井委員 もう一度確認しますが、全くそういう情報はないですね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 どの時点ですか。

○土井委員 いや、ですから、大体去年の8月以降です。

○山田前クリーンセンター技術補佐 最近になっては、その話があります。

○土井委員 じゃ、最近とはいつごろでしょうか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 10月か11月ぐらいですね。

○土井委員 それは何社ぐらいありましたか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 私が知っている限りは1社です。

○土井委員 そのときは、どういうふうにお答えになりましたか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 ちゃんとした手続をしていただければ、法律にのっとった手続をしていただければ、処分業の許可はおろせるという判断をしていました。

○土井委員 これは山田さんに聞いてもちょっとようわからんかもしれませんが、その自走式スクリーンが4月8日に県のほうから許可がおりとるんですけれども、これはいつごろ県に対して許可申請がなされたかは承知していらっしゃいますか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、全然承知していません。

○土井委員 承知していらっしゃいません。わかりました。それじゃ、ほかの人に聞きましょう。とりあえず、私……

○山田前クリーンセンター技術補佐 市が受け付けて、県に上申するような方法でないもので、ダイレクトで県のほうに申請されるんで、私どもには情報が全然入りません。

○土井委員 わかりました。別の場所で現在手続中であるという発言があったんでお伺いしたんですが、それは発言した人にまた聞かせてもらいましょう。とりあえず、ほかの人に譲って、また後……。

○伊藤委員長 ほかにございませんか。

○田中健次委員 私が聞いたかったようなことはみんな土井委員が聞かれたんで、余り聞くことはないんですが、ちょっと一番最初に言われた市の法律相談の根拠法令ですよね。6条の2じゃなくて、4条のほうに責務があるというふうに書いてあるようにも見えますが、ちょっともう一度そこだけ、4条がなかったですかね。ちょっと待ってくださいね。4条がついている分をお示しします。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いえ、あります。はい。これは委託の基準ですので、

法の4条はですね。（発言する者あり）これですよ。（「いいえ、これは施行令ですから」と呼ぶ者あり）法ですよ。法の4条（「いやいや、それは一部だけだから、入れてなかったかもしれません」と呼ぶ者あり）入ってないですね。ちょっと見せてください。

法の4条、国及び地方公共団体の責務ということで、ここで、この法律で処理責任は市町村にあるということです。

○田中健次委員 今のその4条でいいですね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい、間違いありません。

○田中健次委員 はい、わかりました。そこだけをちょっと確認。（「4条じゃないですよ」と呼ぶ者あり）

○山田前クリーンセンター技術補佐 法の4条です。

○田中健次委員 4条に、まずその確認が、基本のところがあるんですよ、責任のところは。

○土井委員 いやいや、4条は表現が全く違うと思いますけど、やるときには、職員の教育とか、そんとうをようやれというふうに書いてあるだけであって、責務は6条の2でしょう。よろしゅうございますか。

4条の1項を読みますと、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに」、努めるんですよ、義務じゃないです。「一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない」というのが4条1項であって、6条の2には、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と、こう書いてあるんです、6条の2は。それでも4条1項ですか。

そして、2項では、市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬、処分に関する基準云々かんぬんと、それについては、そしてそれが自分でできるときに、市町村以外のものに委託する場合の基準は政令で定めると、こういうふうに書いてあります。

○伊藤委員長 よろしいですか、田中委員。

○田中健次委員 はい。

○伊藤委員長 ほかにいいですか。

○安藤委員 山田さんは、今回の土砂の処理についてはかかわりはないとおっしゃっておられましたけれども、一応その文書を見ますと、災害土砂分別運搬業務委託の随意契約の締結についてというところには押印をしていらっしゃるようですので、一応その契約の締結に

については御存じであろうと思いますので、お尋ねをします。

最終的に契約をしたときの県に許可をいただいている、この契約時の許可をいただいている分別機器、施設は何であったか、御説明いただきたいんですが。

○山田前クリーンセンター技術補佐 処分業です。

○安藤委員 いや、違います。今回の土砂分別運搬業務委託の随意契約の締結について、ここにありますね。これの随意契約を締結したときの県に許可をいただいている施設は何でしたかと。

○山田前クリーンセンター技術補佐 県の許可は受けておりません、施設は。

○安藤委員 いえ、この契約のときに、契約時は何で契約をされましたか、施設は。

○山田前クリーンセンター技術補佐 契約したときの機材ということですか。

○安藤委員 そうです。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それはちょっと存じておりません。それは随意契約をする前の段階の話であって、今委員さんが見ておられるのは、それがもう決定されて、決裁のときの押印であります。もうそれが回ったときには、もう随意契約の決定、方法が決定されていきました。だから、その以前のことに關しては、私はちょっと関与していませんのでわかりません。

○安藤委員 いや、以前じゃなくて、このときの機材は何ですかと聞いているんです。締結をされたときの機材は何ですか。県が許可された機材は何でしたか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 県の許可は出ていません。

○安藤委員 いや、出ないと締結できないでしょう。

○山田前クリーンセンター技術補佐 処分業の許可ですよ。

○安藤委員 処分業じゃなくて、随意契約の……

○山田前クリーンセンター技術補佐 施設の設置許可でしょう。

○安藤委員 そうです。処分業、そのいわゆる施設の設置許可です。そのときの施設は何でしたかって聞いている。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いや、それは存じていません。

○安藤委員 いや、これに書いてあるんじゃないですか。契約書に書いてないんですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それは見ておりません。

○安藤委員 いや、見ないでは押印ができないでしょう。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いや、その決裁の文書には、そこまではついていませんでした。

○伊藤委員長 山田前補佐、3月11日に起案書が上がっております。内容は災害土砂分

別運搬業務委託の随意契約の締結についてという内容であります。中に、維新と契約いたしますと、これには167条の2第1項第2号により随意契約といたしますと。その後、委託先等々書いてありまして、3に——同じ書類ですよ。3に契約の理由及び方法として、22年2月15日の決裁により、防府市が許可した一般廃棄物処分量で「ロータリンスクリーン」、これは恐らく「ロータリー」を多分打ち間違えだと思いますが、ロータリースクリーン・スケルトンバケットの県の許可を有している業者のためと、これが契約の理由及び方法であるという起案書、決裁になっておりまして、これには山田技術補佐さんの押印もございます。このことは記憶にございませんか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 ロータリースクリーンとスケルトンバケットは、従来は県の一般廃棄物の処理施設の許可不要というふうに認識しておりましたので、許可がなくてもできるという理解をしております。

○伊藤委員長 契約の理由及び方法というところに、その県の許可を有していると、持っている業者だから随意契約するんだということが書いてあるわけです。この決裁書にはですわね。

○木村委員 委員長、ちょっとこれを見せていいですか。

○伊藤委員長 はい。ちょっとそれをごらんください。

今、安藤委員が確認されておるのは、この契約時の方法としてはロータリースクリーン、スケルトンバケットと、この許可を持っているから、ここと契約するんだよということで間違いないでしょうかということでもいいだろうか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい、わかりました。

これは、県も一番最初に、7年ぐらい前に、モラル産業が一般廃棄物の処分量を受けるという話が来たわけです。そして、一般廃棄物の分別を行う機器については、廃掃法による一般廃棄物の処理施設の設置許可が、これは県許可なんですけど、それが必要か不要かというのを当時の県の環境保健所に確認しましたところ、不要であるという回答を得て、モラル産業に許可を出しています。

そして、同じように、維新も8月ごろだったと思いますので、全く同じ機器で処分量の許可を申請してきたので、同一条件で出しました。

その後、先ほど質問がありましたように、私は同行していないんですけど、県との交渉の中で、そのロータリースクリーン、あるいはスケルトンバケットが廃棄物処理施設に該当するというふうに県の方向が変わりましたので、それ以降は、もうその県の許可がないと、市の一般廃棄物の処分量の許可はおろせない状況になっております。

以上です。

○伊藤委員長 ですから、契約時に、この契約の方法としてはロータリースクリーン、スケルトンバケットの県の許可を持っているということでの契約ということでのよろしいんでしょうかね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい。だから、不要ということでしたので、許可は要らないという解釈のもとでやっています。（「みなし許可」と呼ぶ者あり）みなし許可という言葉は、それより後に県が言ってきたことなんですよ。

○伊藤委員長 いや、県の許可を既に持っているから契約するんだよと書いてあるんですよ。ちょっとそれをごらんになっていただければわかると思うんですが。（発言する者あり）

○安藤委員 わかりました。

○伊藤委員長 よろしいですか。

○木村委員 いや、今のこと、しり切れトンボみたいになってしまって、確認しますけど、要するに山田さんにお伺いしたいのは、2月に県が、一般廃棄物処分業の許可を持っている業者については、その持っている機器というか施設、処分施設、スケルトンとかその他、こういうものは、県の許可を持っていなくても、処分業の許可があれば県の許可をしているものとみなすというのが、県から連絡が来ているわけですよ。それに基づいて、恐らくそれは許可を持っているというふうにやったんじゃないかと思うんですが、その辺の山田さんの解釈はどうでしょうか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 ちょっと時間的な、どっちが後先かというのが、書類がよくわかりませんので、だけど、とにかく一番最初は県は許可不要、途中から許可要、そしてもうそれでうちが処分業を出しているよということを県に申しましたら、そしたら、今既存のその処分業を持っている施設については、もう許可を出したと認める、みなし許可という回答を得ております。その時期的なものとはちょっとはっきりわかりません。

以上です。

○安藤委員 ちょっと追加で、この前に、2月24日にやはり山田さんが押印していらっしゃいますけれども、自走式スクリーンとロータリースクリーンの設計積算金額が出されておるんですよ。それが、契約書は3億30万円で契約をしていらっしゃるんですよ。それは何に基づいているかというのと、自走式スクリーンで計算して3億30万円の契約をしていらっしゃる。今のロータリースクリーンになりますと、3億7,800万円ということになるんですよ。契約書に基づくと3億30万円ですから、自走式スクリーンでないとつじつまが合わないわけですよ。この辺は認識していらっしゃいましたか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい。まず、災害が起きた後、要するにスケルトン

バケット、あるいはドラムスクリーンでは、あれだけの土砂を処理することは不可能だということで、既存のその処分業の業者が自走式スクリーンの設置許可の申請を出しているという話は聞いております。

○安藤委員 いや、この今の計算が、自走式だと3億30万円になるし、ロータリーだと3億7,000万円になるということは認識していらっしゃいましたか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いえ、そこは全然関与しておりませんのでわかりません。

○安藤委員 これをちょっともう一回見ていただきたいんですが、山田さんの印鑑が押してあるんですね。認識して押したんですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いえ、あの設計の段階では認識していないということで、もうそれが決定された後の決裁については、私は認識しております。

以上です。

○山本委員 2月24日の件でございますけれども、この中で、山田さんは先ほど土砂の処理についてはかかわっていないという、そういうお話でございましたので、どうだろうかという思いもあるんですが、実は2月24日の時点で、協議の中で、分別機器は許可しているロータリースクリーンではなく、現在県に許可の申請中である自走式スクリーンを使用し分別したいとの業者がことであったと、この協議には山田さんは参加しておられますか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、出てません。

○山本委員 出ておられませんか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい。

○山本委員 それで、かなりの、当初そのロータリースクリーンでやっついこうと、途中で自走式でこう、7,700万円も違うわけですよ。当初からロータリースクリーンという考えはなかったのかどうか、検討されたことがなかったのかどうか、その点はいかがでしょう。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それは設計の段階ということですか。ちょっとその辺は私わかりません。

○山本委員 もう一点、処分業の受託者の条件ですね。これはどのように認識しておられますでしょうか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 ちょっと質問をお返ししてよろしいですか。処分業というのは、要するに業の許可を与えるんであって、受託があるかないかというのはないんですよ。だから、市町村が委託を行うという場合は、もう処分業の許可は要りません。

市に成りかわってやるんです。だけど、自由裁量で一般的な民間の一般廃棄物をさわろうとか、そういう場合は業の許可が要ります。

○山本委員 その業の許可を与える場合の条件です。いろいろあると思うんですが、例えば、受託者が施設とか、それから人員とか財政的基盤、あるいは経験を有していることが条件となるのではございませんか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい。それは先ほどから申しますように、廃棄物等清掃に関する法律の中に許可の要件というのがありまして、そしてそれを例えばみずから行う、それだけやるだけの財力があるか、それらは会社の定款とか、いろんな添付書類で確認していきます。それで、施設も、例えば施設がないのに仕事ができない、トラックがないのに土建屋はできないというのと一緒に、その施設があるかどうかということも、その処分業の許可のときに確認します。

○山本委員 その処分業の許可にかかわる資料ですね。このあたりは要求できますでしょうか。

○伊藤委員長 あったかどうかをまず確認します。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それは、先ほど土井委員のときにお答えして、今土井委員さんが持っておられる書類以外にも添付書類があるというお答えはしたと思うんですよ。その辺は委員会のほうからクリーンセンターに対して提出を依頼するかどうかは、ちょっと私は関与できませんので……。

○山本委員 本会議等で聞きますと、人員が2名だと、それから財政的基盤、経営審査も見させていただきましたけれども、あのような状況の中でどうだろうかという実はいろんな疑問もありました。この点で、委員の中でもいろいろ不安に思っていることもあるんですが、業としてその許可を出されたということでございますので、市としてはオーケーだよということだったんだろうと思いますが、そのあたり、もう一度いかがでしょうか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 先ほどから業と委託の基準がちょっとごっちゃになっているような気がするんですよ。例えば、業というのは、土砂5万トン処理する業か、100立米でも業の許可が出るわけなんですよ。そしたら、例えば100立米の土砂をやるのであれば、2人おれば十分である。だけど、今度は5万トンの土砂を分別するのに、今度は委託の基準というのになってきますね。それが2人でできるかどうかということになってくるわけなんですよ。例えば、業だったら、100人入れるレストランでも業です。飲食店業ですね。2人しか入れないうどん屋でも飲食店業です。業の許可は規模によると思うんですよ。

○山本委員 もう一点だけ済みません。自走式のスクリーンを使って、委託された業者は

工事を始めたのはいつからされていますか、御存じでしょうか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 ちょっと私は存じていません。

○松村委員 今、前段、山本委員のほうからちょっと出ました話ですが、業と処分は違うと、それはわかりました。

条例、きのうもちょっと尋ねたんですが、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の17条2ですね。その能力的な適合性というものが、これは記述されていまして、経理的基礎というのをかなり重点的に書かれております。

じゃあ一体、確かに2人でも業、100人でも業と、こういうことであれば、じゃあ実際アウトになるラインというのはどのように判断されるのか、それをちょっと教えてほしいなど、だから、何でもかんでも申請すれば許可が出るのかとなると、この条例自体が意味がなくなってしまうと思うんです。じゃあ、どれぐらいの状態であれば許可が出て、どれぐらいの状態になってくると許可が出せないと判定できるのか、その分岐点のところをちょっと教えていただくといいなど。

○山田前クリーンセンター技術補佐 今御質問がありましたその規模というのが、法律の中で、例えば100人入れるレストラン、あるいは2人しか入れない食堂、そういう基準がないんですよ。一般廃棄物の処分を行うという許可しか出ないわけです。そしたら、このA社という会社が、これは2人しかいないから、土砂さわるのに100トン以上はさわってはいけないよという縛りができないわけなんです。処分業は処分業なんです。例えば、ごみの収集運搬するんでも、パッカー車を50台持っている会社もあります。家内事業で1台でやっている収集運搬業もおられます。これも皆一緒の廃掃法の中の処分業なんですよ。だから、この会社はパッカー車が多いから店100軒までいいよと、この会社がパッカー車が少ないから1軒しか受託できないよというのはないんです。そこまで縛りはきいてない。

○松村委員 もうちょっとわかりやすく説明してほしいんですけど、私も素人なもんですからわかりませんが、基本的にこういった清掃処理に関する条例というのがあって、一般廃棄物処理業等の許可と17条へうたってあります。これに対して、申請者の能力がその事業を的確にかつ継続して行うに足りる経済的基盤を有することというふうに書かれておるわけです。ということは、もうほとんど倒産寸前の会社でも、逆に言えば許可が出るということになるんですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 1回倒産した会社とか、法律違反をした会社、あるいは役員が禁固刑以上になった場合は、それは5年間許可を出さないというのはありますが、倒産しそうなというので不許可ということにはならないと思います。

○松村委員 そしたら、一般論として教えてほしいんですけど、この許可に対してはかなり広いと、ほとんど申請すればとれるんだねというようなことになってくるんでしょうか。

例えば、最近で聞くんですが、例えばこれは県のほうですけども、例えば土木の許可をとるのに、資本金が500万円ぐらいたないと許可がとれないとか、こういった制限もあるわけですよ、実際問題。

だから、許可をとるといのは、結構難しいんじゃないかなと私は理解しておったんですけども、今の話を聞くと、この一般廃棄物の処理の許可といのは簡単にとれるんだなと、どねな会社でもとれるんだなということになってくれば、ほかの会社もとればよかったんじゃないかなというふうな気にもなってくるんですけど、いかがでしょうか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 今おっしゃられるとおりで、会社の規模とかは言いません。割と簡単に処分業、あるいは処理業の許可をとることができます。これは一般廃棄物だけじゃなしに、産業廃棄物なんかでも一緒です。だから、最近は多いでしょう。トラックに産業廃棄物収集運搬車と、結構多いです。昔はこれだけなかったんです。それだけ割と門戸が広い許可です、これは。

○松村委員 ちなみに、これ、一般廃棄物の許可をおろすのは、業のほうですよ、どれぐらい時間がかかるんですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 収集運搬もですけど、処分業、これは先ほど申しましたように、処理施設の設置許可が、県の許可がどのぐらいでおりるかですけど、市にちゃんとした書類がそろって提出されれば、2週間、あるいは3週間で十分です。

○松村委員 確認しますが、県の設置許可をとってもらって、市と同時進行でやったら、1カ月ぐらいで県はおろすとか何とか、後段ありましたけど、じゃ1カ月ぐらいでとれるということですか、全部大体。

○山田前クリーンセンター技術補佐 県の許可がどのぐらいかかるか、私はよくわかりませんが、一般廃棄物の処理施設を設置する場合は、環境アセス、環境影響評価が必要ですので、それらの資料をそろえるのに約1年かかるんじゃないかと思うんですけどね。

(「1年」と呼ぶ者あり) はい。環境影響評価というのは、もう1年間を通じてやるようになっていますので……。

○松村委員 それはミニアセスじゃなくてですか、普通のやつを絶対やるんですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 だから、施設によって県がどういうものを求めているかわかりませんので、普通世間一般に、私どもクリーンセンターでごみ焼却場が今度新しくなりますけど、その環境アセスは通年1年間データとってやります。

○伊藤委員長 松村委員、県の許可に関しては山田補佐への質問は……。

○土井委員 今、山本委員なり松村委員からの質問がありましたが、一々理解できるんですが、そこで私が聞きたいのは、要するにその法律の6条の2・2項に基づく委託をした場合、委託をする場合は、施行令の第4条で「市町村以外のものに委託する場合の基準は、次のとおりとする」ということで、第1号に「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と、こういうものがあって、あとただだと9号まであるわけですが、今私が一番大事にしたいのは、今のこの施行令の4条の1号ですが、この4条の1項に適合する施設、人員、財政的基盤、そして受託しようとする業務の実施に関する相当の経験というものは、どういうふうに判断をされましたか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 その部分には私関与していませんので、ちょっと回答しかねます。

○土井委員 具体的にはだれが関与したか御存じですか、担当補佐として。

○山田前クリーンセンター技術補佐 ちょっとわかりません。

○土井委員 不明。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それと、その法律の説明は、趣旨は私が説明しました。要するに、みずから行わなければいけないとか、施設が、その委託の条件は私がちゃんと指示を出しております。だけど、それを実施したときのだれが関与しているかというのは、私はその場にいませんので、ちょっとわかりかねます。

○土井委員 それでは、再度ちょっとお尋ねをしますが、県なり、あるいは業者との協議、交渉、話し合いには全くノータッチであったということですが、庁内、あるいは所内でのその協議等々には参画をしておられましたか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 庁内の協議には、災害が起きて、土砂の処理をするというのを8月の初めぐらいでしたか、副市長室でやりました。それ以来は関与していません。

○土井委員 全く。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい。

○土井委員 それはわかりましたが、あなたに聞くべきじゃないかもしれませんが、所としての組織が、ちゅうかい、あなたのようなプロを除外しての協議じゃ、実のならん協議じゃったなという思いを強くしておりますが、これは。次いいですかね。

クリーンセンターの第1工区とそれから県有地の第4工区には石灰を入れてあるんですよ。きのうの説明では、周辺住民からやかましかったからということですが、そのことについての経緯は御存じですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい。私どもが、災害が起きて、土砂はうちが関与していないんですよ、はっきり言って。土地は貸しています。クリーンセンターとしてですね。それで、まず周辺住民からにおいがするというので、何か石灰をまいたと。そしたら、石灰をまいてしまったら、あれは産業廃棄物になるんですね。土砂じゃないんですよ。何でそんなことをしたんかと、後の祭りじゃったのを覚えています。だから、石灰まくのには、私は全然事前に相談も何も受けていません。

○土井委員 それは、そのまくことの判断をした責任者は、クリーンセンターは土地を貸しているだけというような話もありましたが、だれにあるんですか。だれが判断したかは御存じですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 ちょっとわかりません。

○土井委員 だれが判断したかもわからん、山田さんには。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい。私は、もう石灰がまかれているという状況で知ったわけですから、まく状況も見ていません。

○土井委員 まく状況も見ていない。次にちょっとお尋ねしたいのは、自走式スクリーンでやれば3億円で済むと、ロータリースクリーンでやると3億7,800万円かかるというのは知っておられたですね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、直接は聞いておりませんが、所内での話の中で、単価の安いほうで経費を安くするという話は聞いております。

○土井委員 契約書にはサインをしておられるんですけども、サインというか、印を押しておられるんですけども、契約書はもちろん見ておられますよね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい、見ております。

○土井委員 そこで、契約書は、まず県の許可がおりたスケルトンなりロータリースクリーンで、プラス人海で処理をなささいという仕様書になっておるんですよ。そして、金額は3億30万円という自走式スクリーンで仕事をするという金額になっているんです。私の言い方をすると、表現は悪いかもしれませんが、羊頭狗肉の契約書になっているんですが、それを見られたときにどのように思われましたか、印判はついておられるんですが。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はっきり言いまして、そこに至るまでの過程が全然わかりませんので、もう契約が決まった後の決裁ですので、もうそれを差し戻してやるような時期にはなかったと思いますので……。

○土井委員 いえ、私が言うのは、要するに、書いてあることとその金額が全く違うことが、竹を木で接いだような契約書になっておるんですよ。だから、まだもちろんその許可もおりてないから、しょうことなしに、今は県がみなし許可をくれとるやつでとりあえず

書いてということでしょうが、少なくとも契約書は、その仕様書であれば3億7,800万円の契約金額で、そして自走式スクリーンの許可がおりた段階で変更契約を結んで、3億円にかえる契約でないとおかしいですよ。行政として、そのことについて全く違和感はなかったですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はっきり申しまして、設計書が契約書にはついていませんので、どういう設計がなされたというのはちょっとわかりませんし、私も技術屋じゃないんで、設計書を見て、どういう機器を使ってやっているというのがちょっと判断できかねます。

○土井委員 いやいや、それは自走式スクリーンだったら3億円、スケルトンであったら3億7,800万円というのは、途中経過は別として、結果がああ決裁で回っていますし、その分については山田さんも印判をつけておられますから、自走式スクリーンであれば3億円、スケルトンであれば、スケルトンというか、ロータリースクリーンかもしれませんが、それであれば3億7,800万円というのは頭の中にあつた上で、今度契約書が回ってきたら、スケルトンなり自走式スクリーンで仕様書があつて、契約金額は3億円であるということは、設計書がなくてもわかるんですよ、実は。そのことについて違和感はなかったかということをお伺いしているんですが……返答がない。わかりますか。

○伊藤委員長 認識されていることだけで結構でございます。もしそういう認識がなかったならば、認識がなかったということ……。

○山田前クリーンセンター技術補佐 確かに違和感はありましたけど、なぜこういうふうになったかという過程がわかりませんので、深く追及しておりません。

○土井委員 とりあえず、私はあれします。

○木村委員 至極単純なことをお伺いします。山田さんは、3月31日付で退職されておられますので、その後のことは御存じないと思いますが、維新との契約が3月12日付でやられていますよね。この維新が現場で実際に作業を始めたのは大体いつごろだったか、おわかりになりますか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、それが覚えていません。見ていません。

○木村委員 在職中にはなかったですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 3月31日の退職辞令をもらって、クリーンセンターに帰るときには、もう作業は始まっていました。それで、私、家から通うのに表から入りますので、土砂は裏に積んでいきますので、いつ作業しているか、ちょっとよくわかりませんので。それと、築港のほうも離れていますので、いつ作業が始まったかというのはちょっとわかりません。

○木村委員 今のお話で、一応もう契約が成立した3月12日以降の3月中には作業が始まっていたということは、今の山田さんのお話でわかると思うんですが、それで、そこでお伺いしますが、そのときはどういう機器を使って作業されておったか、わかりますか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、そこまで詳しく見ていませんので、作業を始めているなという程度しか見ていません。

○木村委員 自走式・振動式スクリーンというんでしょうか、正確に言えば。これはかなり大きなものですか、それとも重機につけるアタッチメントなんですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 これも大小いろいろありまして、能力にもよるんですけど、私が知っているのは、要するに長さが5メートルから10メートル、幅が2メートルぐらいあります。高さがテーブル上ぐらいで、この上に泥を落として、それが揺れて、上にごみが残って、下に砂が落ちるといような仕組みになっています。

○木村委員 そうすると、それは、自走式というのは移動できるということだと思うんですが、その自走式の意味はどういうことなんですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 ちょっと私、詳しくはわかりませんが、機種によったら、もうそれ自体がエンジンがついて動くようなものもあるわけです。それで、それよりちょっとグレードが低ければ、トラックで引っ張っていくとかですね、そういうようないろんな種類があると聞いています。

○木村委員 そうすると、重機に、パワーシャベルなんかの先っちょにアタッチメントでつけるものとはちょっと違うわけですね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい、それとは全然違いますね。

○木村委員 そうすると、その自走式・振動式スクリーンというのを使っていると、外見にしてもすぐ、かなり大きなものですからわかりますね、一見して。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい、それは見たらすぐわかりますね。

○木村委員 そして、山田さんがそのときに見られたときには、それはなかったですか、あったですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はっきり申しまして、私が通る道からは見えませんでしたね、どういう機器を使っているかというのは。あの土砂の山が高いものですから、20メートル近くありますから、山の裏で作業していたら、どんな機械を使っているかわかりません。

○木村委員 わかりました。いいです。

○土井委員 ちょっと会議の途中で提案なんですけど、昼からクリーンセンターの所長ですよ。あしたはもうクリーンセンターは関係ない人ですので、午後のときに、今のその許

可を与えたときの登記簿と、そしてその判断をしたときの添付書類がてんから抜けておるわけですね、昨日も話になりましたが。それを午後1時のときには持ってくるようにというのを事務局のほうから指示してもらえんですか。でないと、ちょっと審議する機会がなくなる、まず。

○伊藤委員長 きのう出たものの資料については請求はしておりますが、まだ現在来ておりませんので、その許可の申請の添付書類ですね。

○土井委員 いや、もう本当はその一件がきょうの昼には出てほしいわけですよ、極端に言うたら。

○伊藤委員長 ええ、次長、この許可申請の際の添付書類を午後のクリーンセンター所長の参考人招致を行うときには準備をしてくださいというふうに要請をしてください。

○三原委員 すみません、二、三ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの御答弁の中で、これは災害をターゲットとしたものではないと、業のやつですね、業の許可。災害以外にもニーズがあるんだということを言われておりました、先ほどの質問の中では、その8月以降という話で、10月から11月に1社ちょっと相談があったという話でしたが、山田さんがこの担当されて、この間にそういう相談とか申請とかですね。例えば、申請されて、受け付けて、途中で破棄されたとか、不適合だったとか、そういう例があったかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○山田前クリーンセンター技術補佐 私が担当してということは、クリーンセンターに行ってからということですか。

○三原委員 はい、そうです。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それはありません。

○三原委員 それと先ほど、これはちょっと教えていただきたいんですけど、土砂を分別するのに、草と土ということで分けられると。よく私たちは業者の方から草木残土ということ聞かれるんですけど、法に大変詳しい山田さんですから、これはどこに、法の何に出ているか、教えてください。

○山田前クリーンセンター技術補佐 草木残土というのはありません。法律用語ではありません。廃棄物は一般廃棄物か産業廃棄物。そして、例えば木の根とか、これが構造物の築造あるいは除去に伴って発生する木の根等は産業廃棄物になります。それ以外のものは一般廃棄物とうたっています。草木残土という言葉は法律の中に出てきません。

○三原委員 じゃあ、この草木残土の処理というのはどのようになっているわけですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 だから、先ほど申しますように、その土と木がまざった状況がどういう形で生まれたか、これは産業廃棄物なのか、これは一般廃棄物なのか、

産業廃棄物じゃったら産業廃棄物の処分業の許可が要ります。これは県の許可です。一般廃棄物であれば一般廃棄物の処分業の許可が要る。これは市町村が出します。

○三原委員 じゃあ、法にはないということですね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい、草木残土という言葉はございません。

○三原委員 それと、先ほどから維新さんの従業員が2人ということで、業と委託業務は違うんだということでありましたけど、先ほどからちょっと出ました「受託者はみずから行わなければならない」というのがございますが、これは、みずからというのはどういうことを示して、再委託はいけないというのはわかるんですけど、どういうことを示して、例えば正社員でなければいけないのか、それはどの段階でそうなければいけないのかという、廃掃法の中のこの解釈をちょっと教えていただきたいんですけど。

○山田前クリーンセンター技術補佐 廃掃法の中には、みずから行わなければならない、再委託は禁止ということしかうたっていません。

それで、私どもも、災害が起きて苦慮したんですけど、山口の労働局にも確認しました。会社の従業員というのはどういう位置づけで会社の従業員というんかというふうに確認したところ、明確な答えが出てこないわけなんです。要するに、会社の就業規定にのっとって雇用されて、給料幾ら、休みがいつ、労働時間は何時間、そして雇用保険、あるいは社会保険が掛けられているというのが最低条件でしょうねということで確認を受けているわけです。

だから、緊急雇用なんかで雇って、ちゃんとした従業員の手続をしておれば従業員登録になっているわけですから、臨時ではちょっと難しいと思います。会社の社員、要するに受託した会社の社員みずからが行えばいいと、例えば下請に出すとか、これはまずいんじゃないかというふうに解釈しております。

以上です。

○三原委員 それでは、そのみずから行わなければならないという判断される時点では、1人であろうが2人であろうが構わないというとらえ方でいいですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それは委託のときですか。

○三原委員 委託。

○山田前クリーンセンター技術補佐 委託のときですか。それは、それだけの従業員を雇って、ちゃんとした従業員登録をされてやられれば、みずからできる能力が生まれてくる可能性はありますよね。

○三原委員 ちょっと僕の聞き方が悪かったんかもしれません。契約時点では2人、その中の要件として、今後人を導入してやりますということも、これはみずから行わなければ

ならないという部分に対して、どのように整合性があるのかなというのを聞いています。

○山田前クリーンセンター技術補佐 廃掃法と契約はちょっと違うんで、廃掃法で能力がある・ないという判断と契約の判断というのは違うと思いますので、今回その維新と随意契約したときに、担当者が、それがみずからで行えるだけの人員がいると、どういうふうに判断したかというのは、私どもはちょっとわかりません。

○三原委員 ごめんなさいね。ちょっと僕が悪いんかもしれん。みずからが行わなければならないという部分に、どうもここに私はこだわっているんですけど、やはりみずから行われるような、例えば、その委託業務なのかどうかという判断なのか、みずから行うというは、後からでもその従業員を雇用してやってもいいということなんですかということなんです。

○山田前クリーンセンター技術補佐 要するに、契約の段階とかはうたっていないんですよ、廃掃法ではですね。それを実施するときに、みずから行うだけの体制を整えばいいんじゃないかと解釈しています。

○三原委員 それでは、もう一点、維新にその分別の許可を出された8月25日、申請から6日間という、土・日を挟んで4日間ですね。以前に、3月にごみの中間処理の業を出されているということもありますけど、この4日間というのは、4日間でどのような内容を審査されたのか、もう一度お聞かせください。

○山田前クリーンセンター技術補佐 その4日間というのが、ちょっとどの期日をもって4日間と言っておられるのかわかりませんが、要するに申請の依頼があったときに、私どもは事前に必要な書類のチェックをある程度して、それだけの書類がそろって初めて本申請していただくようにしていますので。

○三原委員 じゃ、事前協議というのが行われた後に申請をしていただくというとらえ方でいいんですね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 そうですね。申請の書類がいろいろありますので、それがちゃんと整っているかどうかというのは、担当の部署である程度事前チェックを行います。

○三原委員 それで、この申請ですよ、申請に当たっての添付資料、事前の協議がされるということで、その時点でもう申請されれば、まず大体間違いなしにやられるというのが事前協議だと思います。

そこで、きのうもちょっと同じ質問をしたんですけど、この中で必要書類等云々は、これはそんなに難しいものではないと思います。それで、山田さんが先ほど言われた2週間程度で出る。一般的には2週間程度で出るんじゃないかということも担当の方からお聞き

しております。

その2週間の中の審査の中で一番時間を要するのは何ですかとお尋ねしたところ、やっぱり犯歴、さっき言われてましたね、禁固刑があるかと、倒産したあれがあるかと、不渡り出してないかとか、いろんなそういう部分が一番時間を要するということと言われたんですよ。これはきちんとされているわけですか、照会の部分は。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい、これはちゃんとその都度やっております。

○三原委員 この照会はだれがされましたか。照会は、だれが、どこにされましたか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 ちょっとだれの部分はわかるんですけど、庶務の担当がします。どこにしたかというのは、そのケース・バイ・ケースで、東京法務局に照会する場合もありますし、それぞれの本籍地の市町村に照会する場合もあります。今回のこの維新の件について、どこに照会したかというのはちょっと今記憶にございません。

○三原委員 これまたもう一点、大変素人的な考え方なんですけど、全くの素人としてちょっと聞いていただきたいんですけど、先ほど言われた7年前、1業者の同じ業の部分で県に問い合わせたら、設置許可は要らないと。それでこのたびの維新さんの分に対しても設置許可は要らないということですね。設置許可は要らない。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、7年前に要らないという判断をもらっていますので、全く同じ機器での申請だったので、今回は県には確認しておりません。

○三原委員 確認したようなことを聞いたんですが、確認していない。

○山田前クリーンセンター技術補佐 していません。私はしていません。

○三原委員 今回はしていません。それで、このたびの一連の流れの経緯の中で、これは要りますよということが出たんですよ。これはあくまでも素人的な頭の考え方ですよ。それで出たわけですよ。ということは、今出している業は不適合の業ということに今の時点ではなってしまったわけですよ。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それで、県と協議しまして、県のほうが、もう既存の2者、モラル産業と維新については、この施設はもうみなし許可ですよという回答を受けていますので、この許可を取り消すようなことはしていません。

○三原委員 みなし許可というのは、今回に限ってのみなし許可ではないんですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、県に確認しましたら、この施設が更新されるまではずっとみなし許可とするというふうに回答をもらっています。

○三原委員 じゃあ、許可の2年間ですかね。その期間は、そのみなし許可としても更新をしますと、認めますということで、不適合、不適合ということは当てはまらないということになるということで理解いいですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 2年間じゃなしにですね。うちの業の許可は2年サイクルで出します。それで、この施設がある限りは、施設の許可を得ないで、もう許可を受けたというふうに解釈してみなし許可と、ただし、この施設が破れて新しいものに更新する場合は、新たに処理施設の設置許可をとってくれというふうに県からは聞いております。

○三原委員 施設云々じゃなくて、ちょっとよくわからないんですが、業と施設があるから、県はみなし許可というのを出したわけじゃないんですか。業が絡まなければ、施設を持つとっても設置許可は出なかったんじゃないかなと思うんですが。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いえ、だから、先ほどから申しますように、当初は設置許可不要というところからスタートしているわけです。それで、途中で許可が必要になってきたわけです。だけど、私ども、一番最初には許可不要ということで処分業の許可を出している。処分業の許可でもう営業しているわけなんです。それを設置許可が必要ですからという形で市の処分業を取り消すということは、もう営業をとめてしまうような形になる。だから、県が苦肉の策で、みなし許可というものを打ち出してきたんだろうと思います。

○三原委員 はい、わかりました。

○伊藤委員長 その他ございませんでしょうか。

○木村委員 今度は全く法の解説というか、純然たる一般論を教えてほしいんですが、山田さんは詳しいので。

昨日の審議でもちょっと出ましたんですが、今回の災害土砂を最終処分場に持って行って、そこで分別すれば、その許可は要らないと、施設の許可も要らないという、たしか通知だったかな、というふうに解釈がされていますね、それはどうでしょうか。最終処分場で分別をすれば、業者がですよ。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それは山口市がやった方法で、うちはそれだけのスペースはありません。御存じのように、山口は土砂の量的にも少なかったんですけど、うちのあれだけの莫大な量を、最終処分場でそれだけ処理するようなスペースはありませんので、それはちょっと考えておりませんでした。

○木村委員 現実問題はそういうことかもしれませんが、法の解釈というか、それは今のような許可は要らないということでもいいんですかね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、まだそこまでは確認しておりませんのでね。それを実施しようとするれば、県なりと協議してやっていきますけど、全然そういう方向性を考えておりませんので、今の現にある法律ではそこまでうたっておりませんので、これ

は最終的にはもう疑義照会という格好になってくると思います。

○木村委員 昨日のどなたの答弁だったか、ちょっと忘れましたが、それは確かに最終処分場で分別をすれば許可は要らない。要らないが、それを今度また、その例えば振り分けした土をそこから、最終処分場から外へ出せば、今度は許可が要ると言われたと。これは県から言われたというふうに私は解釈しましたが、そうになると、外へもう一遍運び出すと許可が要ると言われたから、最終処分場で振り分けして、その周りに埋め立てるようなことはできないんだという答弁があったんですけど、それはどうでしょうか、法の解釈として。

○山田前クリーンセンター技術補佐 それは、一番最初に土井委員から質問がありましたように、県の協議の中に、私は災害が発生してから入っていないと言いましたよね。その中で聞いてきた話じゃないかと思います。私は、直接県にはそういう今の案件については問いただしたこともありませんし、県からの回答を受けておりません。

○木村委員 じゃあ、その県との協議にはどなたが参加されておったか、わかりますか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 多分、部長と吉村所長じゃないかと思うんですよ。詳しくはわかりませんが。

○木村委員 わかりました。いいです。

○伊藤委員長 ほかはございませんでしょうか。

○山田委員 すみません、私も素人なんで、ちょっと教えてください。先ほど三原委員の質問の中で、施設が壊れなければ、この県のみなし許可は永遠に続くという解釈でいいんですかね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 はい。県が、今使っている機器に対して許可不要という回答を以前出しているわけですね。それを生かすためには、今の機械が更新されるまではいいというふうに県からは聞いております。だから、うちの許可のスパン、2年ですけど、破れなければ、もうその次の更新にもそれを使えと、みなし許可があるとして、市のほうは処分業の許可を継続していきます。

○山田委員 2年間でそんなに壊れることはないと思うんですが、例えば、この施設、施設に対して、例えば固定資産ナンバーとか、そういうのは登録する必要はないんですか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 これは県の施設許可権限ですので、どういうふうに管理しているかわからないんですけど、要するに県が設置許可を出せば、移動式であれば、そこに何か刻印を打って、その機種を特定するという話は聞いております。そのやり方がどういうやり方かというのはちょっと理解しておりません。

○山田委員 もう一つ質問させてください。これは業に対して市町村が許可ということを

されて、処理業者や施設の能力、先ほどから書類が出てきていないので、ちょっとよくわからないんですけど、処理基準に対して適合して、内容が、そのやる中で処理業者に対しての指導することは市ができるようになっていきますよね。この指導に対して、今までやってきたという事例はあるんですかね。

○山田前クリーンセンター技術補佐 処分業の業者というのが数が少ないもんですので、処分業に対してはそういう指導はしていません。だけど、ごみを収集運搬する、これにも許可を出しています。それらに対しての指導は、町なかをパッカーのふたをあけないで走ってくれとか、ちゃんと閉めて走ることとか、夏場は汁をこぼさないようにとか、収集した後の清掃とかいう指導はしております。処分業については、私が記憶している間はございません。

○伊藤委員長 よろしいですか。ほかはございませんか。

ちょっと私から1点お聞かせください。業の許可に関することではありますが、これまでに他の業者で申請というのがなかったというお答えでありました。10月、11月以降さらに1件ぐらい、1件あったということでありましたが、先ほど御答弁をお聞きするところによると、実質的にはその事前審査のような形で、書類をちゃんと整えるような指導というか、そういうものもあるということであります。申請に至らないけれども、とろうとされて、例えば書類をもらいに来られたとか、事前審査の段階でうまくいかずに、事前審査の段階で申請まで至らなかったとか、そういう事例はありましたか。

○山田前クリーンセンター技術補佐 いいえ、1件もございません。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

よろしいですかね。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、質疑もないようでございますので、以上で山田前クリーンセンター技術補佐への質疑は終了させていただきます。

山田前クリーンセンター技術補佐におかれましては長時間ありがとうございました。御退席になられて結構でございます。

○山田前クリーンセンター技術補佐 どうもお世話になりました。

〔山田前クリーンセンター技術補佐 退室〕

○土井委員 クリーンセンターから出てきたんですかね。

○伊藤委員長 まだでしょう。まだ出てないようです。1時まで待ったほうがよいかわれます。

吉村生活環境部次長のお約束が午後1時となっておりますので、次長、クリーンセン

ターから出てきましたか、先ほどの……。〔「1時に間に合うようには」と呼ぶ者あり〕
ということでございますので、1時まで休憩といたしたいと存じます。休憩とします。

午前 1 1 時 2 3 分 休憩

午後 1 時 0 6 分 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

参考人をお呼びしたいところですが、ただいま新しい資料が配付されましたので、資料を精査する時間が必要ではないかと存じます。一たん、暫時休憩をとりたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 6 分 休憩

午後 1 時 3 6 分 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

では、吉村生活環境部次長に入室していただきます。

〔吉村生活環境部次長 入室〕

○伊藤委員長 吉村生活環境部次長におかれましては、お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会の調査のために御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これよりの進行は、付託事件ごとに各委員からの共通事項について、私より質問、質疑をさせていただきます。その後、各委員より質疑をお願いいたします。

次長、よろしいですか。

○吉村生活環境部次長 はい。

○伊藤委員長 まず、1点目ですが、けさ、山田前技術補佐に対する調査を行いました。その中から出た質疑であります。山田前技術補佐、我々は県、業者との交渉に深くかかわっておるといような認識でおったわけですが、県との交渉、また業者との交渉に同席したことがあったのか、どのくらいあったのか、で、どの程度その交渉にかかわっておられたのか、お答えください。

○吉村生活環境部次長 まず、県の交渉でございますが、これはほとんど私のほうで交渉をいたしております。それと、業者との交渉につきましても、私と所長補佐、それと業務支援の2名、合計4名が、いわゆる施工等について協議をいたしております。それは何回

かと言われると、ちょっと記憶にございませんが、ほとんどの協議の中に私は入っておったというふうに思います。

○伊藤委員長 山田前技術補佐については、ずっと入っておられないということでしょうか。

○吉村生活環境部次長 そうですね。はい。

○伊藤委員長 3月25日の副市長の答弁の中に、2月5日の、当時は入札審査会とおっしゃっておられたんですが、このときに別室で所長ともう一人担当の職員が待っていて、後で呼ばれたということがありました。このクリーンセンターの担当の職員というのはどなたですか。

○吉村生活環境部次長 私と所長補佐の今田でございます。

○伊藤委員長 今田補佐。

○吉村生活環境部次長 はい。

○伊藤委員長 県、業者との交渉というのも、この今田補佐がほとんどかかわっておられたということでしょうか。

○吉村生活環境部次長 はい、出ておったと思います。

○伊藤委員長 わかりました。2月15日から3月12日まで、契約まで維新との交渉、これ主に交渉に当たったのは、この今田補佐ということでしょうか。

○吉村生活環境部次長 はい、交渉のほとんどは施工面の協議でございました。したがって、私と所長補佐の今田、それと業務支援の2名で行っております。

○伊藤委員長 業務支援というのは、土木のほうということですか。

○吉村生活環境部次長 そうですね。道路課と河川港湾課の技術職の職員が1名ずつということでございます。

○伊藤委員長 スケルトン、運搬、スケルトンに分別、それから運搬、それから大久保の最終処分場の整地ですね。これらおのおの設計額は幾らと積算されておられますか。

○吉村生活環境部次長 設計額につきましては3億37万350円、これは税込みでございますが、で設計をいたしております。

○伊藤委員長 要は、その内訳なんですけど、それが分別の部分がお幾ら、運搬の部分が幾ら、大久保の整地の部分が幾らというのが積み上がって、その3億円になっておると思うんですけども、幾らずつかわかりますか。

○吉村生活環境部次長 ちょっと今、詳しい設計金額の内訳まではちょっとわかりませんです。

○伊藤委員長 所長がわからないと、ほかに聞ける人がおらんので、どなたにお聞きした

らいいかと我々も困るんですけれども、きのう、部長もおわかりにならんということでありました。前部長ですね。

○土井委員 設計は阿部部長のほうがええかもしれん。

○伊藤委員長 そうですね。じゃあ、阿部部長にお聞きしましょう。

次に、契約金の前払金であります。3月25日、1億円ということで支払っておられますが、この1億円が必要な理由は何でしょうか。

○吉村生活環境部次長 前払金につきましては、施設の設置許可を持っている業者が2者ということでございますが、私どもが発注できる業者が1者ということでございました。通常このような大きな事業はございませんが、機械の増設、あるいは購入、リースをしていただき、早く事業に着手していただけるように、前払金をお支払いいたしております。

○伊藤委員長 この前払金というのは、じゃ機械の購入、リースの肩がわりを市がしたというような格好になりますか。

○吉村生活環境部次長 はい、詳しいことはわかりませんが、業者の方に聞かないとちょっとそのあたりはわかりませんが、そういうふうには理解をいたしております。

○伊藤委員長 支払う理由があったから、市は支払うはずだと思うんですね。何に使うかわかんけど支払うというんじゃないで、前払金の必要があるから恐らく支払っておると思う。その理由は何なのかということです。今の機械の購入、リースということでよろしいですか。

○吉村生活環境部次長 はい、機械の購入、あるいはリースということでございます。

○伊藤委員長 スケルトンであること、もしかしてロータリースクリーンかもしれませんが、これを理由に随意契約をしております。これは、契約書にはそう書いてありますね。スケルトン処理で国庫補助金、国庫の補助申請申請をおるわけですが、実際には別の許可が必要となる振動スクリーン、これによる契約となっておるわけですが、この理由、それから変更申請の手続を必要と思われているかどうか、これについてお答えください。

○吉村生活環境部次長 当初は施設の設置許可のあるロータリースクリーンということで設計をいたしておりました。2月16日からの協議の中で、移動式振動スクリーンということで今許可を申請中だということでございましたので、私どものほうも設計金額がかなり安価になりますので、このあたりはそういったことで、現実につきましては移動式振動スクリーンで行ったということでございます。

○伊藤委員長 国への変更申請。

○吉村生活環境部次長 当初はスケルトンということで申請をいたしておりますけれど、

後日変更申請の時期に当たってはこの金額等も精査していく必要があるかというふうに思っております。これも実績報告でも言えることであろうというふうに思っています。

○伊藤委員長 金額等というのは、変更申請すれば当然その補助の金額も変わってくるという認識を持っておられるということによろしいですか。

○吉村生活環境部次長 はい。そういうことです。

○伊藤委員長 この契約なんですけど、先ほど言われたように、金額は安価である振動式のスクリーンの金額で契約されておると。しかし、内容を見ますとスケルトンバケット、もしくはロータリースクリーン、これを使うという仕様書はそうなおる。つまり手段と金額が別物になっておるわけですが、この契約内容は、どなたの指示で行いましたか。その点をお答えください。

○吉村生活環境部次長 これは、当初2月15日からの業者との協議の中で決めておりますが、最終的には上のほうの決裁を得て契約を締結をしております。

○伊藤委員長 この契約の発案者はどなたですか。要は、金額は振動式の数額、仕様書はロータリースクリーンのというような、普通はないような契約を考えられたのはだれですか。

○吉村生活環境部次長 これは、協議の中で私どもが、業者もこれで了解をするということでございましたので、私のほうで決裁を上げていただいたということです。

○伊藤委員長 今までの所長の行政経験の中で、このような契約は恐らくなかったかと思われませんが、違和感というものは感じられませんでした。

○吉村生活環境部次長 当然のことながらロータリースクリーンで設計すれば、ロータリースクリーンでのということになるろうかと思えますけれど、差が7,000万円ぐらい高額なものでございますので、このあたりは後々変更契約というよりも、当初から金額については安いほうでということで、業者との協議も整いましたので、そういうことでやっております。

○伊藤委員長 金額と、それは当然なんですけど、みなし許可という点において、振動式スクリーンはみなし許可がなかったわけですね、契約時。ですから、恐らく仕様書には「振動スクリーン」という文言を入れなかった。しかし、いずれ振動式スクリーンでやろうということで、金額は振動式スクリーンの金額にしたと、これについて、誠実だと思われれます。

○吉村生活環境部次長 今申し上げましたように、当初ロータリースクリーンということで、施設の持つておる許可施設で積算するということにしてございましたけれど、後々すぐに契約変更ということも、しかも減額というのはなかなか難しいというふうに判断をしま

したので、特にこの金額にかかる部分については、当初から振動スクリーンでいこうということで業者との協議を整えております。

○伊藤委員長 今回、我々問題と感じておる部分に、まずはこの業者1者と随意契約したということ。それから、これが議会の議決に付す案件ではないと判断したということ。それから、契約保証金を免除しているということ。それから、きのうの副市長等の答弁によりますと、人と、つまり人員ですね、それから設備、リース等の機械、このようなものがあれば実施できると判断して事業を進めたというにもかかわらず、工事と同様、委託、委託とで言ってる割には工事と同じように1億円という高額の前払金を支払ったということ。この4点について、起案しているのはクリーンセンターの職員であります、書類上はですね。

しかし、とてもクリーンセンターの判断でできることではないような印象を受けておりますが、この方針はどのような場でどなたが出していったものでしょうか、先ほどと重複する部分もありますが。

○吉村生活環境部次長 この部分については、副市長が申しましたように、機械、あるいは人等々が要るわけですが、そういった中で前払金をお支払いすることがよりこの事業にとってスムーズに、あるいは早期に着手ができるということで支出をいたしております。この分については、市長、あるいは副市長の決裁なりをいただいて進めております。

○伊藤委員長 その方針が正当かどうかということを議論されたと思われませんが、そのときに反対意見というのは出なかったか、議論というのは、どのような議論があったかお答えください。

○吉村生活環境部次長 それはよく覚えておりません。

○伊藤委員長 どなたが議論されたかというのはわかりますか。されたけど覚えていないと。

○吉村生活環境部次長 はい。

○伊藤委員長 契約保証金の免除について、万が一が起こった場合、保証金で何か賄わなければいけないというような事態が起こった場合、これは市民に対する責任というのは、どなたがどのような方法でとるかという議論はありました。

○吉村生活環境部次長 その議論は特になかったと思いますけど。

○伊藤委員長 前払金、契約保証金の免除、または随意契約、先ほどやっとな資料が新たに出てきまして、弁護士に相談をされたようでございますが、この回答、我々に示された資料には、弁護士さんからの回答がついていないんですが、これはどのような方法でどのような回答が返ってきましたでしょうか。

○吉村生活環境部次長 私ども直接は聞いておりませんが、法令係のほうで聞いておるようですが、私が聞いておりますのは、「これはやむを得ないでしょうね」というような判断であったように思います。

○伊藤委員長 回答の方法というのは電話です。口頭ですか。

○吉村生活環境部次長 電話であったように聞いております。

○伊藤委員長 第3工区、第4工区の土砂を大久保に運んで分別するという訂正の発言が昨日ございました。我々は、この前の現地視察で初めて知ったわけですが、この方針はいつだれが出されましたか。その理由は何でしょうか。

○吉村生活環境部次長 おっしゃるとおり、最初は4カ所ということで進めておりました。これはスケルトン、県の施設の許可がまだグレーということの中で、スケルトンを2台ずつ配置して、4カ所それぞれ分別をするということにしておりましたけれど、1月の22日でしたか、私のほうに連絡がありまして、これはスケルトンといえども施設の許可が要るんだということになりましたので、それから、ちょっと飛びますけれど、2月の16日から業者との協議の中で、自走式スクリーンを今申請をしているということがございましたので、自走式スクリーンを第3工区に置いて、そこで分別をしようということだったと思います。

○伊藤委員長 それが決まったのがいつごろかわかりますか。2月16日以降の。

○吉村生活環境部次長 2月の16日以降で、詳しい日にちはいつというのは忘れまして。

○伊藤委員長 我々が本会議での答弁で知ったときには、違う方法と聞いていたわけです。この時には実は契約は済んでいたもので、恐らくそれより前にはこの方針に変わっていたんだろうと思われましても、これは契約前ですね、当然この方法になったのは。

○吉村生活環境部次長 そうです。

○伊藤委員長 契約前。

○吉村生活環境部次長 はい。

○伊藤委員長 この契約で運搬経費、大久保での処理経費、また、分別されて出てきた木片等をまたクリーンセンターに運ばなくちゃいけません、この経費というのは設計どれぐらいになっているのかというのは、所長はわかりませんか。

○吉村生活環境部次長 土木のほうで積算をしておりますが、これは余り誤差はないというふうに聞いております。

○伊藤委員長 誤差はない。

○吉村生活環境部次長 変わらないということです。

○伊藤委員長 第1工区、第2工区の要はクリーンセンターのところの石灰をまいてしま

ったものの表土、これは産廃として処理されるということですが、設計上は何立米で、所要経費は幾らという積算をされていますか。

○吉村生活環境部次長 これは、特に今設計書を持ち合わせておりませんので、詳しいことは土木のほうで聞かないとわからないと思います。

○伊藤委員長 少なくとも第3工区、第4工区の運搬処理及びまた石灰を含む土砂の運搬、これは分離して市内業者で入札ができたと判断できますが、これに対する反論はありますか。

○吉村生活環境部次長 集約してやるのが、やはり安価になるだろうというふうな判断で、同じ業者の方をお願いをするという判断でございます。

○伊藤委員長 昨日、質問に対する答弁の中で、事業が契約業者が遂行できると、クリーンセンターの説明があったと、で、了解したとの発言がありました。副市長は、人、物、物というのは機械のことだそうです。金の3点がそろっているとおっしゃいました。古谷前部長は、人は雇えばオーケーだと、機械もリースすればオーケーだと、難しい仕事ではないので了解をしたというふうにおっしゃいました。

クリーンセンターとしては何を根拠に事業が遂行できると判断されたのか、もし資料があれば、資料を示していただきまして、我々が納得できるよう説明をしていただきたいと思います、お願いします。

○吉村生活環境部次長 この業者は、廃棄物処理のプロだというふうに私ども考えておりますし、いわゆる知識は持ち合わせているわけですから、あとは人と物、機械だろうと思いますが、そのあたりを手当できればきちっとできるというふうに判断をいたしております。

○伊藤委員長 廃棄物処理のプロということですが、廃棄物処理の業務経験というのはどのぐらいありましたか。実績です。

○吉村生活環境部次長 詳しいことは存じておりませんが、少なくとも19年からは申請をされておりますので、19年から21年、それ以前もたしかあったかどうかわかりませんが、その辺からやっておられるというふうなこともありますし、県内各市、いろんなところの一般廃棄物、あるいは産業廃棄物の処分業の許可もとっておられますし、そのあたりは知識は十分ではないかというふうに判断をしております。

○伊藤委員長 ペーパードライバーという言葉もありますように、許可とか免許さえ持っていればプロというわけでもないかと思うんです。どのぐらいの実績を持っていたか、どれぐらいの経験を有していたかというのは、お調べにはなっていないですか。

○吉村生活環境部次長 詳細には聞いておりません。

○伊藤委員長 「詳細には」ということは、ざっくりとは聞いたことがある。

○吉村生活環境部次長 はい。大分以前からこういったことに携わっておられるということとは聞いております。

○伊藤委員長 その程度ですか。

○吉村生活環境部次長 はい。

○伊藤委員長 わかりました。

それでは、私からの代表質問は以上でございますので、各委員よりの質疑をお願いいたします。

○山根委員 25日の副市長の答弁の中に、この契約に関するところがいろいろあったんですけども、最初に所長を呼ばれる前に、契約不履行のリスクとかいう話があったんですけども、契約不履行のリスクもあるんですけども、ここでいろいろその後明らかになりました今度依頼した業者のほうの債務不履行といいますか、保証金なしであるとか、保険なしであるとか、前渡し金ありというようなリスクもあるんですけども、この契約について、そういったことを、そのリスクがあるねというところまでの話を所長は聞いておられましたか。

○吉村生活環境部次長 この点につきましては、差し上げた資料の中に書いておりますが、そういったこともあるけれども、早期に処理をするという観点から契約に至ったものです。

○山根委員 副市長の答弁では、「入札審査会で」というふうに書いてありますけれども、「入札審査会で協議の後、クリーンセンターの所長等を待機させており、所長、担当者を入れて審議会で図りました」というような答弁があるんですけども、このときに一般廃棄物の市の許可をとっている業者がいるよという話が出たように答弁されておりますけれども、これはどなたがこの報告というか、こういう業者がいますよということはどうなたが言われたんですか。

○吉村生活環境部次長 それはちょっと私覚えておりません。

○山根委員 一般廃棄物の処理業者がいるというところから次の段階に話が進んでいるようですけども、もしこの場合の一般廃棄物処理業者もとっている業者がないということになれば、どんな方法があるかということをお聞きしたいんですけども。

○吉村生活環境部次長 処理業者がないということになれば、当然どなたも許可を持っていないということになりますので、それは改めてまた別の展開になろうかと思いますが、これは今仮定で物を言うのは申し上げにくいわけですが、どういったことになるかというのは私どもは申し上げにくいことでございます。

○山根委員 その時点では、そういった仮定の話になりますけれども、そういった協議は

出なかったということでしょうか。

○吉村生活環境部次長 現実に2者許可を持っておりましたので、まずそれから当たっていきこうと、県のほうへ問い合わせをしてみようということでございましたので、そういうふうに進んでまいりました。

○松村委員 まず、副市長と生活環境前部長の話からすると、吉村所長が、先ほども委員長が言いましたけど、「人、資金、機械が備わっている、いずれも大丈夫だ」ということで副市長に進言されたと、それを聞いて副市長も「行け」というようなことになったというようにも言われておりました。

そういうことからして、もう少し具体的に教えてほしいんですが、契約前の時点で、人は今のわかっている段階で2名で、資金があると言われていましたけど、ここに会社の経審ですか、資料がありますけど、キャッシュフローについてもマイナスになっておると。機械については持ち合わせていなかったと思いますけども、そういう状態の中で、いずれも大丈夫という判断はどこでついたのかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○吉村生活環境部次長 これは、2月の16日から業者の交渉に入ったわけですが、まず初めに私どもが聞いたのが、「できるか」ということで質問しましたところ、「それはできる」という回答でございました。

○松村委員 そこで、「できるか」と言われて、「できる」て、普通の人は仕事が欲しかったら言うんじゃないかなと思うんですけど、そこをやはり客観的な目で判断するためにいろんな資料の添付と、いろんな状況の調査ということをするのではないかなと思うんですけど、そういうことはされていないんですか。この「できるか」「できる」の間に。

○吉村生活環境部次長 この間と申しますか、特に客観的に「これができる」というような調査はいたしておりません。

○松村委員 私は、全くこの状況を知らなかったとして、「できるか」と聞いて、「できる」と言われて、できるというふうに判断できるというのがちょっと理解ができないんですが、理解できるように、何でもいいので御説明いただきたいんですが、とにかく説得してください、私を。第三者と思って説得してください。

○吉村生活環境部次長 この業務は分別業務でございます。言ってみればAの物をB、C、Dというふうに分別する業務でございます。業務自体はそんなに複雑な業務でもございません。さっきから言いますように、人と機械とノウハウ、知識といいますか処理技術があればできるというふうな判断でございます。

○松村委員 わかりました。これはいいです。

○伊藤委員長 所長、人、物、金がオーケーだという報告がクリーンセンターから上がっ

てきたと副市長が言っているんですけども、これは事実なんですね。所長はそのように副市長にお伝えになったという記憶ありますか。人も金も物も大丈夫だと。

○吉村生活環境部次長 正確に申し上げますと、私、交渉を16日から行ったわけですけど、「できる」という報告は副市長のほうへいたしました。

○伊藤委員長 人、物、金という3要素がそろっていますというような報告をしたという記憶はありませんか。

○吉村生活環境部次長 それはよく覚えておりません。

○松村委員 それでは、分離発注の件で今委員長が質問されましたが、集約したほうが安価になるという判断でございますけど、以前議会でもお茶の随契問題というのがありまして、紙コップもお茶も特殊だということで随契だったんですが、紙コップは何の変哲もない紙コップだったと、分けて発注してみたら安くなったということでございます。

今回の件も同じじゃないかなというふうに思うんですけど、集約して安価になるという具体的な理由というのはどのように考えられているんですか。私は逆じゃないかと思うておるんですけど。

○吉村生活環境部次長 これは当たっているかどうかはわかりませんが、私技術屋ではないんで、一般論として申し上げますと、工事を分けてすることによって、現場管理費、あるいは一般管理費、その他もろもろの経費がそれに付随して出てきますので、これは私の素人考えかわかりませんが、分離発注のほうが割高になるのではないかなというふうに思っております。

○松村委員 これは1人の判断ですか、それとも何人かチームがおられまして、その方らと協議した上で、集約発注したほうが安いという協議になったんですか。

○吉村生活環境部次長 これは今私が感想と言っちゃ何ですけど、今までの話の中で、そういったことではないかなというふうなことを申し上げました。正確に、じゃあこの場合はどうかということになれば、その辺の判断は私はできません。

○松村委員 ということは、こういう分離発注の考え方というのは、全く協議はなかったということですか、今まで。

○吉村生活環境部次長 はい。私の記憶の中ではそういうふうに思っております。当初から運搬と分別については同じ業者でやろうということだったように思います。

○松村委員 普通はAというパターン、Bというパターン、いろいろ模索をして職務を遂行されるものだと私は思うておるんですけど、そこは私の感想ですからもう言いません。

もう一つ、最後ですが、県の文書照会を見ますと、県から事業計画について文書とか口頭で幾度となく示してくれというふうに言われておるみたいですけど、実際文書で何回、

口頭で何回ぐらいそういうような催促が来たのか教えてください。

○吉村生活環境部次長 文書照会は4回ぐらいしておと思いますが、口頭では、私の記憶では10月の16日、それから30日、それから2月の2日に文書をお持ちしたときに何点か口頭で御質問をしております、県のほうへ。

○松村委員 県から事業計画を示すように催促されたと思うんです。そのことだけなんですけども。

○吉村生活環境部次長 これは12月1日にメールで来ておまして、その時点ではたしか詳細な計画を示すようにということがございました。私どもまだ12月1日にはその金額とか、土砂のふるい分けをどうするか、処理後の土砂はどうするんだというようなことをまだ具体的なことが決定をしておりますませんでしたので、技術補佐のほうから、まだこれについては具体的な回答はできないよということで、回答はたしかしておと思っています。

○松村委員 県の文書を見ますと、11月2日に具体的な処理計画の提出を指導と、2回目とありますけど、1回目は10月の16日、具体的な処理計画を持って相談するよう指導と、これは何なんですか。電話とかでやりとりしたんですか。

○吉村生活環境部次長 これは、私どもが防府の健康福祉センターのほうへ参って、具体的に言うとスケルトンについてどうだということでお聞きをした覚えがあります。

○松村委員 最後に聞きますが、この随契に至るまでに、ある業者というかわかりませんが、一般廃棄物の許可をとって入札をできればしたほうが良いという何か動きがあったかないのか、それを教えてください。

○吉村生活環境部次長 当初、スケルトンであればグレーということがございましたので、当初は許可が要らない状況のときには市内の建設業者の多くの方に参加をしていただいてやろうという話はございました。

○松村委員 確認ですけども、許可が要るとなつてからは、そういうふうな折衝したこともないし、そういうふうな議論にもなつたことない。極力やはり入札せんにゃいけんと、こういうふうな考え方で業者に働きかけたりとか、話もしたことがないと、こういうことでよろしいですか。

○吉村生活環境部次長 許可と、たしか県からスケルトンもだめだというのが入つたのがたしか1月22日に電話であつたように記憶しておりますけれど、その後、これはすべて機械でやるのが不可能なものですから、これは施設の許可をとってやっていただくということで、2月の2日に県のほうへ参って、そのことは県には申し上げておりませんが、じゃ一番障害になるのは何かというと、環境アセスの問題があるかと思いますが、このあたり、期間的にはいつまでかかるのかというような問い合わせをいたしております。

ます。

そのときは、たしか1カ月で環境アセスはおけるんではなかろうかなというふうな県からの回答であったように思います。

○松村委員 それと、今思い出したんですけど、きのう土井委員が言われていましたけど、1年から6カ月かかるとか、3カ月から6カ月ぐらい許可とるのにかかると、こう変わって行って、最後に1カ月で早くとらしてあげましょうというような何か流れがあったと思うんですけど、これが文書に載っていないわけです。これはどういう文書のやりとりの中でこういう数字が出てきたんですか。

○吉村生活環境部次長 これは口頭で、協議に参ったときにそういう話が出たかと思いません。

まず最初に出たのが10月の16日だったように思いますが、このときは余りまだ具体的な話はしておりませんので、環境アセスが一番時間かかるねと、長期間を有しますよという話はございましたけれど、後々協議を何回か県のほうに行きましたけれど、具体的に6カ月だ1年だという話を聞いたか聞かなかつたかよくわかりませんが、最終的には今申し上げましたように2月2日で、1カ月程度で環境アセスはできるだろうという話でございました。

○松村委員 それを証明するような記述のある文書とかないんですか。それで終わります。

○吉村生活環境部次長 ありません。

○山本委員 吉村所長は、2月15日以降の業者との協議に加わっておられますのでお尋ねするんですが、随意契約そのものについてお尋ねをいたします。

先ほど委員長より質問もあったんですが、この契約の時点で、契約の理由として、この業者がロータリースクリーン、それから、スケルトンバケットの県の許可を有している、みなし許可ですけれども、そういう業者であるということ、そして、しかし、予定価格については自走式のスクリーンの金額ではじかれているという、こういう契約です。

この時点でこの維新、この業者は、自走式スクリーンのこの機械も、また、許可も持っていないわけです。それでこの契約が執行されるわけですけれども、これは契約違反にならないのかどうか、この契約の中身がまるで違ってきているわけです。

予定価格は自走式スクリーンではじかれて、しかし、この契約の理由の中身は、みなし許可を持っているからということで、ロータリースクリーンとスケルトンバケットというふうに書いてあるわけですけれども、この辺はいかがでしょうか、契約違反にならないかどうか。若干今いただいた資料の中に、弁護士にも相談をされたということですが、改めてそのあたりをお尋ねをしたいと思います。

○吉村生活環境部次長 確かに自走式スクリーン、その時点では持っておりませんでした。協議の中で、もうしばらくしてとれるということがございましたので、これは契約は双務契約でございますので、双方合意の上、このいわゆる契約金額については自走式振動スクリーンで設計をし、相手との合意に至ったということでございます。

○山本委員 ですから、この契約そのものが矛盾しているんです、内容的には。こういった契約が本当に通用するのかどうか、普通考えられないんですけども、弁護士に聞かれても、それは契約違反ではないというふうに言われたということですよ。

○吉村生活環境部次長 はい。

○山本委員 この維新は4月8日に許可がおりておりますけれども、この事業にはいつごろから、3月12日に契約をして、いつごろから入っておられますか。

○吉村生活環境部次長 ロータリースクリーンでは先週ぐらいから入られたんではないかなと思っております。それから、自走式スクリーンについては昨日から試験的な意味も含めてやられております。

○伊藤委員長 よろしいですか。

○土井委員 それでは私から、今委員長がお伺いになったこと等の中でまず不明な点をお伺いしますが、まず第1点は、山田技術補佐は所の中じゃどのような仕事をしよってんですか。

それともう1点、所長補佐は技術屋ですか、事務屋ですか。その2点。

○吉村生活環境部次長 山田技術補佐は、主に化学の出身でございまして、主には廃掃法に係る科学的な処理の判断といったものをお願いをしておりました。

それから、所長補佐は事務職員でございます。

○土井委員 だとすると、県との話し合い、あるいは業者との話し合いも全部、所長さんも事務屋さんですから、事務さんがすべてやられたと、こういう判断でいいですね。

○吉村生活環境部次長 はい。そういうことです。

○土井委員 それは、私の立場からしたら、どうかいのかという感じがすることをまず申し上げておきましょう。

そこで、今県とどうのこうのということもありますけど、今この百条委員会で一番問題になっているのは、要するに随意契約の適宜、あるいは事件議決ではないかという判断、あるいは異常と言えます契約保証金の免除、そして1億円のリース代が本当に要るのかというのが今一番この委員会で問題になっていることなんです。このことについてはいまだ何も実は解明されていないんです。

その点から数点お尋ねしますが、まず、第1点の、きのうの副市長の話では、議決事項

以外のことについては顧問弁護士に相談したと。先ほど顧問弁護士に相談した、これは持っていったのか電話か知りませんが、かなり分厚いものが来ました。多分これだけのものですから、ファックスじゃないと思いますが、ここには國吉さんがどうのこうのと書いてありましたが、これは國吉さんが持っていかれたものでしょうか。

○吉村生活環境部次長　そういうふう聞いております。

○土井委員　持参したわけですね。

○吉村生活環境部次長　持参かどうかというのは確認しておりません。

○土井委員　持参でないと、これはファックスじゃなかろうと思うが、それじゃ、今度は國吉さんに来ていただいて話を聞きましょう。

そして、返答はどういう形であったと聞いていますか。

○吉村生活環境部次長　電話であったというふうに聞いて……

○土井委員　電話であった。

○吉村生活環境部次長　はい。

○土井委員　「しょうがなかろうね」と、こういうような返答ですか。

○吉村生活環境部次長　そうです。「やむを得ないでしょう」と。

○土井委員　「やむを得ないでしょう」と。

○吉村生活環境部次長　はい。

○土井委員　それは法的根拠とかなにとかんとかというのは全くなかったわけですね。

○吉村生活環境部次長　いえ、そこまでの報告は聞いておりません。内容についても聞いておりません。

○土井委員　聞いていないというのは、所長さんが國吉さんから聞いていないということですか。

○吉村生活環境部次長　そういうことです。

○土井委員　「あっそう」という感じだったわけですね。そうすると。

○吉村生活環境部次長　そういうことになろうかと思いますが。

○土井委員　これは後、顧問弁護士をお呼びするかどうかということも委員会にお諮りをせんにゃいけんことだということで、私としましては、まず、委員会で一番問題になっている随意契約が適切かどうかということですが、譲って処理業の許可、あるいは処理業の許可を持っておらんでもいいんですが、実は施設許可を持っている。それは結果的にはみなし許可ですが、それがないとできない、それはこの業者しかいないと、こういうことですが。少なくとも防府市内の業者に、これは山口の業者ですから、やれることはやるべきだと。一括契約のほうが安いと、それは確かにそうかもしれませんが、少しは安いかもしれ

れませんが、しかし、一方ではできるだけ早く、特に県の用地は3月31日までなんです、借り入れ期間が。加えて協和発酵の用地は8月だったか、それぐらいがあれなんです。いまだ御迷惑をかけているわけです、県には。置いてあるわけですから、それをいかに分離発注でもして早く処理をするかと、後始末をするかということが一番大事なことなんです。近所の人にも、においもせんで迷惑をかけんためにも。

そのためには、少なくとも第3工区、第4工区に置いてある土砂につきましては、昨日副市長が訂正をしましたが、所長さんが現地でおっしゃったとおり、大久保にそのまま移して、大久保で分別をし、そして、そのすぐへりのところに有価物になった泥は置くんだということですが、それを全く別の業者に、それも入札で委託契約でできたんです。なぜそれを選択しなかったのか、一番疑問に思うんです。まず1点。

2点目は、これも第3工区にあるのと第1工区、石灰、上が表土が30センチということですが、この表土の30センチは、まずそれを産業廃棄物ということでのけんにゃ、その下のふるいとかいうような分別作業はできないんです。のけんにゃ。それだけでも、それは産業廃棄物だということは12月の時点ではそういう判断をしておられたわけですが、なぜそれだけでも市内業者に、これも産業廃棄物ですから、産業廃棄物の運搬業務の許可をとっている人であれば、だれでも入札に参加できたわけですが、そういうことをしなかったのか。

その2点について明確にお答えをいただくようお願いします。

○吉村生活環境部次長 まず、分離発注できなかったかということですが、当初、分別と運搬というものを別々に発注するというのも考えておりましたが、具体的に考えますと、分別作業の進捗状況に合わせて土砂の運搬をする必要がある。

つまり、第3工区の状況を見ながら、最終処分場第3工区予定地の中の作業状況を見ながら、いわゆる協和発酵、あるいは県からお借りしている土地の土砂について、連携を図りながら進めていくことが必要であろう。あるいはきょうのような天候となれば、午前中雨が降るからできん、昼からやろうかといったこともございますでしょうし、その他もろもろ考えてみますと、かなり緊密な連携の中でこれをやっていくことがよりスムーズになるんだろうということで判断をいたしております。

それから、産廃の部分ですけれど、産廃の部分も先ほど申し上げたかと思いますが、同じ業者のほうでやれば経費的にも安くなると。もちろんこの業者も産廃の処理業の免許を持っておるわけですからできるわけですので、このあたりはそういったことで考えたということでございます。

○土井委員 まず1つの疑問が、産廃であって、防府市内の運搬許可業者に入札で行えば、

まず落札率が幾らか、今この場合は3億37万円なんです、設計価格が。そして、7万円ほど歩切りして3億30万円で、なぜか予定価格と予定価格調書、副市長がやっておる予定価格調書と業者からの見積もりがぴったんこかんかんなんです。

100%になっておるわけですが、入札したら落札率もあるわけですが。おまけに防府市内の業者が落札をすれば、防府市内でお金も回る、税金も払ってくれる、そういうことも全く考えんで、同一の業者にやったら安価になるというのは全く的を射ていない答弁。

おまけに、少なくとも石灰の部分のをけなければ、その次のふるいにはかけられないわけです。おまけに非常に危険性があるんですが、私も委員の皆さんも現地を先日見たときに、これは30センチ以上持って逃げよるねというような危惧を持ったんです、実は。

ということは、余計持って逃げれば逃げるほどふるいをかける量が少なくて済むんです。ふるいをかける作業が要らなくなるんです。どういう判断を、その辺の厚さが30センチというのは、現場監督、現場指導はしておられるか聞いてみたいような気がします。

○吉村生活環境部次長 30センチということで、多少土砂を横に置きながらやっておりますので、若干厚くとっているかなという印象があるかもわかりませんが、大体業者のほうには30センチと、それが40センチになったりするかもわかりませんが、大体そのぐらいを目安にとってくれということで指示はしてあります。

○土井委員 だから、逆に言えば、どうせ、副市長が使った言葉で「出会い帳場」ということもあられせんし、先に表土のをけなければ下の作業もできないわけですから、別の業者にやらしたほうが適正な執行ができるんです。そのことは同一業者に出さない理由は全くない。全くないということ指摘をしておきます。

それと、第3工区、第4工区のものは、もともと1、2、3、4別々の業者に発注をしようとしておったわけです。ですから、その方針を貫けばいいんです。第3工区と第4工区の土砂は、とりあえず全部大久保にそのままの状態を持って行って、そこで分別するわけですから、第3、第4工区は市内の業者に入札をかけていけばいいのに、なぜ一括にしたのかもう一度お伺いします。

○吉村生活環境部次長 第3工区、第4工区は、つまり築港周辺2カ所につきましては約2万5,000立米ございます。今、最終処分場の第3工区の予定地内は、この2万5,000立米を収容できるほどの実は面積がございません。

作業場等々をとれば余り面積がございませんで、築港周辺2カ所から適当な量を大久保の予定地内に持って行って処理をする。処理の状況を見ながら築港周辺の泥を持って行って処分をするという作業工程になろうかというふうに思っています。

○土井委員 説明が全く理解できないんですが、例えば2万5,000立米全部一緒に持

っていくことはない。第4工区は6,000立米ぐらいだったと思いますが、まず6,000立米を持って行って、そこで向こうで処理をして、そして、処理をしたのを隣の大久保の第3工区、そこに有価物として積み上げると。そして、今度は第3工区の1万何千立米を持って行ってすると。それをそれこそ1月ぐらいからやれば終わっていますよ、極端な言い方をしたら。

おまけに、最終処分場であれば、県は設置許可は要らんとやっているわけです。最終処分場であれば設置許可は要らんとやっている。それだったら手を挙げる業者はいっぱいおるわけです。とことん防府が何なのかというと、あえて言いたくなるんです。あえて山口の業者にそんなに、合併もしなかったところの市の業者に儲けらす必要はないわけです。

山口市は、下請とかそんなでも、あるいは物品の搬入物でも防府の業者からとっちゃいけんぞと、山口市内に支店がなけんにゃ入れちゃいけんぞで言っているんです。それをあえて山口の業者に出すことはない。できるだけ防府市内の業者に落として、税金を納めてもらおうと。そのときに全くこの今の2つのことは理解ができないということを、委員会として私はまとめたいというふうに思っております。

そこで、次は、議決事項ではないという判断ですが、これについても一体、市長、副市長の決裁でやったと、こういうことですが、決裁になる前に協議があつて、決裁の段階ではちゃちゃと印判がもらえる状態に普通なるんです。その協議はどういう場でなされ、だれが「議決事項ではないね」と、あるいは「議案に出さんでもいいよ」という判断をしたか教えてください。

○吉村生活環境部次長 それは具体的にどういう場でどういう議論がされたかは、いわゆる工事ではないかということですか。

○土井委員 そうです。

○吉村生活環境部次長 これは、ごみの分別処理ということで、先ほども申し上げましたが、AというものをB、C、Dというふうに、可燃物とか不燃物に分ける業務でございますので、例えば物をつくって完成をさせる、あるいは引き渡しをするということではございませんので、一応私どもとしては業務委託という判断をしております。

○土井委員 業務委託だから事件議決にかけなくていいということではなくて、実質工事であれば事件議決にかけなきゃいけないんです。実質工事であれば、あるいは実質製造であれば。

例えば物の本には、航空写真を撮ってもらう、その撮ってもらった写真をぱっと持ってきてもらうんだったら製造ではないけれども、それでもって地図をつくってもろうたら製造とかいうふうにいる判断は分かれるんです。少なくとも費目が委託料だから工事で

はないというのは全く当てはまらない話で、物の本にもみんなそういうふうに書いてあります。

そうしたときに、これが工事でないというふうに判断した何か参考書とか何とかかんとかを参考にされたかどうか、あるいはつい短絡的に判断をされたか、そこの辺をお尋ねします。

○吉村生活環境部次長 参考にしたかと言われれば参考にしたんですが、地方財務実務提要でしたか、それには物をつくって完成させて引き渡すということではないということから、業務委託になるのではないかなということも書いてございました。そういった判断です。

○土井委員 その本をぜひ早急に見せていただきたいんですけど、地方財務提要では、ぼくはそういう具体的な例としてよう見つけなかったんで、ぜひ早急に見せていただきたいと思います。

それから、次は契約保証金の免除ですけれども、何かきのうからの話の中でも、請負じゃないから要らんとかというような話がありましたが、地方自治法の施行令の167の16で、「地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない」というふうになっているんです。

そこで、平成12年の4月18日に通知が出て、6つのことについては契約保証金を取らなくていいと。それは、例えば金額が非常に小さいとか、あるいは何度も同じような事業を既に実施をして、ひとつも迷惑をかけていなかったとか、あるいは国との契約であるとか、いろんなことが書いてあるんです。それは、イコール防府市の財務規則の112条にもあるんです。

ところが、なぜか防府市の財務規則の112条には、1号から6号までは国の通達と全く同じことが書いてあるんです。それで、なぜか7号に、「前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき」と、こういう項目があって、それを使ったと言うんです。これを使うときの具体的な例示を教えてください。市長が、この1号から6号以外の理由で「特に」という場合は、どういうことが考えられるのか。

おまけに、国の通知では、その他どうのこうのというのはないんです。1号から6号までの制限列举なんです。

○吉村生活環境部次長 私どもは、機械と人を手当てすればできるという判断で保証金の免除をいたしております。

○土井委員 全く答弁になっていないんです、実は。それだったら、仕事ができんような

人に工事は出さないんです。工事でも何でも。例えば建設業だってそうでしょ。AランクからDランクまであって、Dランクの人には1億円の仕事をさせると、ひょっとしたらできんかもしれんからあれだねと言って、Dランクの人にはDランクぐらいの仕事の量しか発注をしていないんです。BランクはBランク、CランクにはCランクに相当した金額しか発注をしていないんです。

それがこの場合、全く人、物、金、従業員は2人から、3月25日ごろには5人おったとかいう話もありましたが、契約保証金も全く払いませんと、信用保証協会の保証ももらえませんかというようなところに、本来3億円の工事を出すことが正解であったかどうかも含めて、これは大変な問題なんです。

おまけに、もし万が一のときにはだれが責任とるか、そんな話にも全くなかなかたって、市民に対してどう責任とるのか、もしそういう状態があったら。やれると言うておるんだから世話ないと。それだったら、やれないと思う人に対して契約はしないわけで、きのう安藤委員もおっしゃいましたが、建設業からも保証金を取る必要ないんです。やれると思うから市は契約しておるんであって、もう一度その辺を明確にお願いします。

○吉村生活環境部次長 私どもは、この1者、当初は、申しあげましたように、複数の業者の方に幅広くお願いをするということにしておりましたけれど、施設の設置許可がこの1者だと、発注できるのはこの1者だということでございましたので、とにかく早く処理をすると、着手していただくという観点から、前払金なり保証金を免除という形で進めさせていただきました。

○土井委員 全く答弁になっていないんで、また繰り返すようですけども、やれる業者は1者しかおらんのがあったら、1者しかおらん部分だけを出せばいいんであって、そっちのほうじゃ一括契約したほうが安価じゃからとかいうのは、理屈とも理屈でないともとれな理屈で、5万立米すべてを分割発注してというようなのは全く理解に苦しみますということ、まず言うておかんといけんのですが。

そこで、契約書はスケルトンバケットなどの県の許可が得たのでやりなさいという仕様になって、金額は3億円と、自走式スクリーンだということですが、まず1点は、これについては契約をした時点では自走式スクリーンの許可申請は出しておられたんでしょうか、県に対して。契約をする時点では、自走式スクリーンの許可申請を県に業者は出していたかどうか。

○吉村生活環境部次長 私が聞いたところでは、2月10日だったか、詳しい日付は覚えておりませんが、3月前後には出しておったというふうに聞いた記憶はあります。

○土井委員 スケルトンバケットなりロータリースクリーンのみなし許可の部分の正式な

許可申請じゃなくて、自走式スクリーンの許可申請ですよ。

○吉村生活環境部次長 はい。自走式をたしか、詳しい日付間違っておいたらまずいんですが、そのぐらいには出されたような話があったように記憶しています。3月ごろだったか、それより以前だか、詳しい日には覚えておりません。

○土井委員 もし自走式スクリーンの許可が万が一おりなかったら、増額の変更契約をする予定でしたか。

○吉村生活環境部次長 これは業者との話の中で、たとえ自走式スクリーンの許可がとれなくてもこの金額でいくということでした。

○土井委員 先日の本会議での説明では、これは土木都市建設部長ですけれども、一応自走式スクリーンで11月1日の工事契約という発言があったように覚えていますし、そして、このたびの契約も、それで契約がなされております。もしこの時点で許可がおりなかったときには、11月1日じゃとても完成は不可能だと思いますが、そのときにはそれこそ完成保証も何もないわけです。

一方では、本会議で、先に契約をして、契約までに許可をとらせたらどうかと、許可が1月ぐらいで出るよとかいうようなことが県から言われたとかで、それは記録にはないんですけれども、いろいろ見てもないんですが、そう言ったと、それに対して副市長は、それは大変リスクがあるねと、こう言っておりながら、許可が得られるとも得られないともわからない機械で契約発注するのは、あのときにはあねえ言い、このときにはこねえ言うというような形で、非常に理解に苦しむんです、実は。

おまけに3,000万円の契約保証金が払えないような業者と、人、物、金からしてできると。そして、1億円の前払金を払ってやらないと機械のリースも人も雇えませんでというところへ出すのは、本当どうかと思いますが、再度確認します。これは弁護士を呼ばんにゃいけんかもしれんから再度確認しておきますが、随意契約の実施、あるいは契約保証金の免除、それから、1億円にのぼる前金払の支払い、そのことについて弁護士に相談したら、弁護士は明確に「それで結構」という返答があったということを、再度確認させてください。

○吉村生活環境部次長 結構ですと言ったかどうかは詳しい回答はあれですが、やむを得ないでしょうねという回答であったように聞いています。

○土井委員 そこが大分違うんですが、やむを得ないと言うのは、どういう趣旨なのか。

○吉村生活環境部次長 仕方がないでしょうねということ……

○土井委員 それは仕方がないんです。なぜ仕方がないかと言うたら、3月13日に契約してしもうとるんです。そして、3月23日になって初めて聞いておるんです。契約する前

に聞いたら、答えは僕は別だったと思うんです。それで契約してしもうたからしょうがないねというのは、オーケーとは違うんです。その責任は、しょうがないねて、そのかわり何かあったときの責任はすべて執行部がとりなさいよということが、しょうがないねの話なんです。

わかりました。とりあえずまた委員会として、顧問弁護士のあれについては協議をぜひさせてもらいたいということで、とりあえずまた私一人がわあわあ騒いでもおかしいですから、ほかの人に渡します。

○木村委員 対象とする一般廃棄物のごみの分別処理の許可業者が、この維新を含めて2者しかないということを知ったのはいつですか。

○吉村生活環境部次長 これは2月10日でしたが、みなし許可をいただいた時点で私どもの問い合わせをいたしておりますので、今私どものほうの処分業を持っている2者について県の施設の許可が要るかどうかということを確認しましたら、2月の10日付で、これはみなし許可にするんだということで知り得たわけです。

○木村委員 それはおかしいんじゃないかと思うんです。この業の許可は市がやるわけです。この業の許可は、昨年8月19日に事業範囲変更許可申請がこの業者からあったんです、市に対して。それで、その中身は、変更内容、「処理業務の範囲にごみの分別（ロータリースクリーン・スケルトンバケット）を追加」と、こういう申請が市に出ているわけです。去年の8月です。

だから、市は、市内にはこの業者しかいないというのは当然知っているわけでしょう、許可した当事者ですから。ほかにないということも含めて。

○吉村生活環境部次長 失礼しました。市の処分業の許可を持っているのは何者かおろすけど、ごみの分別、いわゆるスケルトン、あるいはロータリースクリーンでというのは、市内には2者ということは、維新につきましては8月の25日だったか申請が出てまいりましたので、その辺は確認はしております。

○木村委員 そこで、3月25日の本会議での答弁を引用をさせていただきます。この議事録の2ページから3ページにかけてですが、嘉村副市長がこのように言っております。まず、一般廃棄物であるという確信を持って以後の処理に当たったと、そして、国の補助金のことなんかいろいろ考えて、次の3ページの上から3行目です。

「そして、入札審査会等では」——この入札審査会というのもあったのかどうかよくわかりませんが、「入札審査会等では、事前審査ではございますが、現地が4カ所に分かれています。行政報告で申し上げましたが、4カ所に別れているので、4カ所それぞれ、分別を委託したらいいねという事前協議等々でございました」。

既に、ですから、この文脈からいきますと、昨年10月以前に、この4カ所でそれぞれで分別をやったらいいなと、こういうふうに市内では方向が出ていたところを答弁しています。

そこでお伺いするんですが、そのときに市内には、維新を含めてごみの分別処理をする業の許可をとっているのは2者しかないということは、当然市は知っていたわけで、そして、それに基づいて4カ所が別れて分別をそれぞれやらせたらいいなというふうになったときには、当然この2者以外にも業の許可をとってもらわないと、言っていることができないですね、4カ所に分かれてそれぞれ分別したらいいなと。2者しかないんですから、もっとたくさんの人たちに業の許可をとってもらうように考えても当然だと思うんですが、それは考えなかったんですか。

なおかつさっきの山田補佐の話では、市が許可する業の許可は簡単にできると、言ったら、二、三週間でできる、こういうふうにも言っていますので、その辺のことを考えなかったのかどうか、まずお伺いします。

○吉村生活環境部次長 当初、私どもが10月16日に県のほうへお伺いした際には、スケルトンについてはグレーゾーンにしておるんだと、ですからスケルトンプラス人力で処理をされたらどうですかというアドバイスがございました。じゃあ、そのアドバイスに基づきまして市内の言ったら建設業者の方にお問い合わせをするという予定で、そういうことで計画を進めてまいりました。

ただ、その後ちょっと県の見解が変わっております。説明をいたしましたのでおわかりだろうと思いますが、年を明けて、これはだめだということで判断が出ましたので、その時点で許可をとってということは無理だったのではなかろうかな。

じゃあ、許可をとらせばいいじゃないかということになれば、2月の10日にみなし許可があったわけですが、それまではみなしの許可が2月の10日時点で、じゃあなるんだということがはっきりわかっておれば、市内の方に広く私どもの市の処分業の許可をとっていただいて、2月の10日にみなしの許可をというシナリオも描けたんですけど、そういったことはございませんで、2月の10日に突然県がみなし許可にするんだということになったわけですから、当初そういった計画はございませんでした。

○木村委員 ちょっとおかしいと思うんです。今、4カ所に分けて分別をそれぞれやったらいいなというのは、遅くとも10月前、去年の。ぐらいにそういう話がされているという答弁です。しかも、結果的には県が年を越して許可が要するというふうに変ったというんですけど、既に昨年8月には、この維新にこの業の許可を出しているじゃないですか、市は。同じようにほかになぜ出せなかったんですか。

それは、結果的に、もしこのときに出しておけば、例えば10者の業務の許可を出しておけば、その10者は後々県とやりとりした後許可が要ると言っても、みなし許可をしたわけですから、その10者も持っている施設については許可は要らないと、こういう結果になったんじゃないですか。

その間に、2月までですから、10、11、12、1、4カ月か5カ月の間があるんです。なぜそういう発想をしなかったのか、多くの人たちにやってもらおうと思えば、そして早くやってもらおうとすれば、私は当然そういう発想があってもいいと思うんですけど、なぜそれがなかったんでしょうか。

○吉村生活環境部次長 市の2月の10日みなし許可がおりるということがわかっておれば、そういったこともあったろうと思いますけど、県がどういうわけかそういった判断をしましたので、昨年8月の時点では、そういったことは、将来これはみなし許可になるでよということでもあればあれなんですけど、その時点ではそういったことがまだわかりませんので、そういったことはいたしませんでした。

○木村委員 だって、その前は県はグレーゾーンだって言っているでしょ、スケルトンについては。判断しないとっているんです。2月のみなし許可が出る前は。だから、当然そこでほかの業者さんにも市が業の許可を出して、そしてやれるような下地をつくっておってもおかしくないじゃないですか。

県は、そのごろ許可が要るかもわからんよというようなことは全然言っていないんですから。しかも、その方向でスケルトンと手作業でやったらどうですかとまで示唆までしているんです。

だとすれば、ほかの業者さんに業の許可をさっさと出して、持っているスケルトンなり何なりでやるような準備をさせたらよかったんじゃないですか。

○吉村生活環境部次長 一般的には市の処分業でございますので、これはあくまでも業としてやる場合の許可ですけど、市が委託をすれば、処分業の許可はなくてもいいということになります。

処分業とその県の許可というのが、これは別物でございますして、市の処分業、例えばトロンメル、ロータリースクリーンでやろうと思えば県の当然、今であれば施設の設置許可が要るわけですから、市の処分業と県の設置許可というのは全く別物というふうにお考えいただいたほうがよろしいかなというふうに思います。

だから、市の処分業を持たなくても、市がごみの分別、あるいは収集運搬等につきまして、委託をすればそれで足りるわけですから、市の処分業を特段持っているからということとは必要ないわけです。

○木村委員 よく納得できませんが、一応この件については終わっておきましょう。

○伊藤委員長 ここで、午後3時15分まで休憩といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時18分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○重川委員 契約に関することなのですが、契約に至った経緯で、まず1点目に、未契約繰越をしないことを前提にしたので、今回の契約になったというふうに理解しているんですが、自治法上はこれはできることになっておりますよね。その辺いかがでしょうか。

○吉村生活環境部次長 未契約の件でございますが、私ども土砂に今回携わっておる者、副市長以下部長、私、それから業務支援、それから、入札審査会のメンバー、これはいずれも共通認識としては、未契約繰越はだめだという認識を持っておりました。

というのが、まず、これは庁内の事実なんです、土木建設部、これはそもそも限度額の通知、いわゆる内示を受けたものについては未契約で繰り越すということは現実にはあり得ないだろうと、それから、産業振興部においては、未契約の可能性を、これは農水省だと思いますが、聞いたところ、県も農政局もできないというふうに言われておりますし、財務部においては未契約になると補助金を使えない、これは予算上の問題ですけど、特別交付税も入れて相当の財源を失うことになるといったこと。

それから、1月の12日に環境省の事前の協議がございました。査定は翌日の13日なんです、12日に環境省が来られまして、そのときの打ち合わせの中で、繰越については、あしたの査定するときには言ってくれるなど、私のほうから——私のほうからというのが、環境省のほうから財務局のほうへは話をするので、あしたの査定時においては繰越はしてくれるなということもございました。

それから、県においても未契約を出さないようにということを指導されておりますし、そういったことから、もろもろ私どもの共通の認識としては未契約繰越はだめだと、アウトだということの認識でおりました。

○重川委員 それで、12月の17日の甲決裁の文書がありますよね、豪雨災害による流出土砂の処理についてという。これで土砂分別の処理方針案というのが添付書類としてついているわけです。

その3ページの下から2番目、②で、「土量全部を分別すると、繰越になるのは確実と思われるが、繰越を前提とした災害査定には、県、国とも難色を示している」と、こういう表現が出ているんです。それが今答えられた結果というふうに理解していいかどうか。

○吉村生活環境部次長 はい。そういうことです。

○重川委員 じゃ、そういうふうに理解しておきます。

それから、2番目に、この書類の中に、ほかの書類、これは3月の10日付の起案文書です。これは乙決裁なんです、銀行、あるいは保証協会から断られているということが文面上出てきております。

これは3月11日の契約に関する伺、それから、本日提出してもらった3月23日付の弁護士に対する相談内容に出ているんですが、銀行なり保証協会から断られておると、そういう相手先に保証金免除、あるいは前払金支払いに対する疑問を感じなかったのかどうか。

これを見る限りでは公というか、市の立場より自治法なり市の条例、規則の特例というか、抜け道というか、これを優先させているんじゃないかろうかというような印象もぬぐい切れないんですが、その辺、答えはいいです。疑問を感じられなかったのかどうかということだけお尋ねしたいと思います。

○吉村生活環境部次長 ここに書いておりますように、そういった事実に基づいて私どもは判断をしたということです。

○重川委員 3番目に、この3月11日の中で出てきた、前段とかぶりますけれども、技術上の各種の協議を相手先としたと。それから、事務上の各種の協議、これもしている。それから、さらには相手方からの申し出があったと、申し込みというか、申し出というか。その協議の過程というのは、いつどなたがどこでなされたのか、あるいはそういう報告、メモというか、そういうものの記録は残っているのかどうかお尋ねしたいと思います。3月11日の乙決裁。（発言する者あり）

「業務委託契約に係る契約保証金及び前払金について」という文書です。これで、2ページめくってもらって、上から四、五行目の所で、分別方法等を業者と協議いたしましたと書いてあります。ロータリースクリーンでなく、自走式スクリーンで云々ということ。

それから、真ん中辺、契約保証金3,000万円がかなり高額であるため、業者としては対応できないということから、履行保証保険についても保険会社と協議するも対応できない、こういうことがあって、一番終わりごろに前払金の保証条項がありません云々ということで、契約条項から削除するというようなこと、こういう交渉過程というものが、メモというか記録が残って、あるいは報告書で上がっているのかどうか、お尋ねします。

○吉村生活環境部次長 自走式スクリーンでございますけれども、これは2月の16日から業者と交渉をしたわけですが、その中で、行く行くは自走式スクリーンの許可をとりたい

ということがございましたので、こういったものについて、ここに書いておりますように、工期の短縮、あるいは委託料も安価になるということから、そういった協議をして、協議が整ったということでございます。

2点目の契約保証金でございますが、これも業者に尋ねております。対応できないかということで、3,000万円といったこともなかなか高額であるということ、それから、履行保証保険についても、業務委託についてはなかなか対応が難しいというようなことでもございました。

というようなことから、こういった伺といいますか、前払金の契約保証金について免除したいということで伺を上げさせて、決裁をとったところでございます。

○重川委員 これの結果で、決裁とられていると思うんですが、この交渉の過程というものが残っているのか、残っていないのか、それだけお答え願いたいと思います。

○吉村生活環境部次長 これは、お互い協議の中でやりましたので、特に記録といったものは残しておりません。

○三原委員 それでは、二、三点確認ということで、所長には4月5日にクリーンセンターの所長室でお会いして、土砂の処理契約を出していただきたいという県から再三口頭なりであったと、そういうことで、初めて12月1日に文書通達があったということで、そのときにお尋ねしたら「ない」言われたと思うんですが、そのときはどうして「ない」と言われたのか、教えていただきたいと思います。

○吉村生活環境部次長 これは文書で来たというふうに私理解をしておりましたので、郵送で来たのかなということで、文書受発簿を確認をしましたら、来ておりませんでした。後ほど担当の者から聞いたら、これはメールで来ているよということでしたので、その内容を見ますと、そういったかなり詳しいことが書いてございました。

先ほど言いましたように、それについてはうちの技術の補佐のほうから県のほうへ、これは今まだ詳細には決まっていないということで返答をさせていただきました。ちょっと余分なことを言いましたけれど、そういうことです。

○三原委員 大変このスケルトンという部分は、ある意味では大きなウエイト、ポイントを占めている部分に対して、その判断をするのに出してほしいという、たとえメールであろうが、こんな大事なものを知らなかったというのも、私はいかがかなと思います。

それで、先ほど前払金について機械の購入やリースということなんですが、保証金もなしでその前払金を出されたということで、ある程度リスク的な分も加味しながら、購入リースというのは今現在どのような状況になっているか、教えてくださいませ。

○吉村生活環境部次長 機械につきましては、自走式スクリーンを2台購入するという計

画を業者から聞いております。

○三原委員 それは、確認をされてきているというお話で聞いているわけで、それがリースか購入かというのは定かでないということですね。

○吉村生活環境部次長 はい。リースかどうかというのはちょっと確認をしておりませんが、2台入れるということは、口頭で業者のほうから聞いております。

○三原委員 保証金にしても、前払金にしても、大変大きな疑義というか疑問が残るところなんです、単純にスケルトンの施設許可が要するということが1月22日に発生したと。その受託者の維新は8月25日に許可が出たということで、このときには、そのスケルトン、トロンメルの使用は、県にお伺いを立てられたのかどうか、お尋ねします。

○吉村生活環境部次長 8月のたしか25日だったと思いますが、担当の者から聞きますと、県のほうには確認をしていないということでした。

○三原委員 それで、最後にもう一度確認でお聞きしたいんですが、自走式スクリーンを申請しているという話であったと。この後の言葉なんです、もうしばらくしてとれると、さっき所長が言われましたね。これは事実か事実でないか、そういうふうに言われたのかどうか。もう一度はっきり言っていただきたいと思います。

○吉村生活環境部次長 私が聞いたときには、そうですね。もうしばらくと言ったかどうかはわかりませんが、近いうちにと言ったのかよくわかりませんが、言葉はちょっと正確には覚えておりませんが、そういったニュアンスで私は受け取りました。

○三原委員 ニュアンスで受け取った。要するに、近々、しばらくというニュアンスでとられたと、県の申請を出されて、しばらくしたら近々おけるということを聞かれたということによろしいですね。

○吉村生活環境部次長 はい。私はそういうふうに受け取りました。

○三原委員 いいです。

○安藤委員 いろいろ質問、それから回答を聞いておりますうちに、やはりこういう交渉をする過程において、とにかく3億円という高価なお金を何が何でも防府市内で使うんだと、防府市内の人たちのために3億円を使うんだと、そういう信念、この信念に欠けていたということがどうも見え隠れいたします。といいますのは、いろんな県とのやりとりを見ておりましても、非常に精神論的な質問も上がっております。そういう意味で、本当にこの3億円はどうしても防府市内に落とすんだという信念を持っておられたかどうか。まずそれをお聞きします。

○吉村生活環境部次長 当初は、スケルトン、プラス、人力ということで考えておりましたので、これであればグレーゾーンということでしたので、広く市内の業者の

方々に参加をしていただけるように計画をいたしておりました。

以上です。

○安藤委員 先ほどは、土井議員も情状酌量のもとに、こういう案もあったではないかということに対して、当然考え直さなきゃいけない部分があると思いますが、私も一つの案を出しますので、一つどういうふうを考えておられるか、お尋ねをいたします。

まず、2月2日に市のほうから県に対して、設置許可は入札後でもいいのかと、入札前でなくてはならないかというその質問をしていらっしゃいます。これに対して県からは、入札前であることにこだわる必要はないよという回答を得ております。この回答は、そもそもこの質問は何を期待して質問したのか。ということは、やはりまだ防府市内の業者の方に入札をかけて、防府市内の業者の方に仕事をしてもらおうという意味があったからこそ、入札をしたいと思う気持ちがあったからこそ、こういう質問をされたと思いますが、その後、県でも同じような「してもいいよ」という答えを得ました。その結果を得て、どうして入札を設置許可の前にやろうという結論に達しなかったかな。その詳しい事情をちょっと教えてください。

○吉村生活環境部次長 確かに設置の許可を入札時には必要はございません。ただもうこの2月2日に私、部長と参りまして、県のほうに確認もしております。じゃあ何を確認したかということ、環境アセスについてどのくらいかかるのかということを知りました。これが一番許可のネックになるところ、まあネックというか重要なところでもございますのでこのあたりを知りました。先ほど申し上げましたように、1カ月ということが返答がございました。ただしこれは手戻りがない場合、手戻りがあればもっと2カ月、それ以上もかかるということでもございましたので、標準処理期間としては1カ月だろうねというふうな答えもいただいております。

ただ、今申し上げましたように、手戻りがない場合の想定ですので、もう2月、あと1カ月ちょっとということになりますので、とれたら契約するんだと。それともう一点は、契約時においては施設の許可をとっておくことが必要ですよということもございましたので、これから逆算をしますと、なかなか3月いっぱい契約が難しいのではなかろうかと。確かに1カ月でおりればということではございますが、おりればということも、なかなか現実その時点では未契約繰越はだめだということも頭の中にありましたし、そういったことで確実な方法ということで、こういった選択をさせていただきました。

○安藤委員 大事なことは、2月2日になぜ入札前に、入札前でいいですよという質問をしたのはじゃあどうしてですか。そこで質問する必要はなかったですね。どうしてそこで質問をしたんです。

○吉村生活環境部次長 これは、仮に入札をするとすれば、それまでに許可が要るものか、あるいはその契約時までには要るものか、それについて一般論として質問をしております。これが例えば1週間でおりるという話になれば、また別の展開だったかも知れませんが、これは仮定の話ですから何とも申し上げようがございませんが、その時点ではそういったどういいますか、入札について質問を県のほうにさせていただきました。

○安藤委員 答えにならない答えですけれども、要するにそこに既に何が何でも市内の業者にやっていただくという信念に欠けていたからそういうことになったわけで、せっかく質問をされたんですから、よしやってみようと思っただけの意欲を持ってやられたらよかったです。そうすれば当然市内の業者にこの仕事は落ちていたわけですよ。

それで、この今写真があります。これは振動式のいわゆる何ですかね、スクリーンですね。こんなすごい機械が先ほどあなたが言われたように3月の初めに申請が出されて、許可がおりたのが4月8日ですよ。1カ月かかっていないか、1カ月以内でおりているわけですよ。その程度のことなんですよ、設置許可というのは。それですから、私は2月3日の時点で、入札前に許可をとっておく必要はないですよという県からの回答をいただいているわけですから、この時点でとにかく入札をしてもらおうということにかかるべきであったというふうに思います。その点をぜひ反省していただきたい。

それからもう一件、既に仕事を始められているということで、先日、実は現場視察をしました。終末処理場まで行きましたけれども、終末処理場で草木をこう伐採する現場を見せていただきました。いわゆる第三区画ですね。この伐採をしている重機が置いてありましたけれども、これは当該者の名前が入っていない重機が置いてありましたけれども、これは確認しておりますか。

○吉村生活環境部次長 これはどういいますか、維新の下請であるコクフというところがやったように聞いております。

○安藤委員 コクフかフコクかよく知らないけど、たしかフコクだと思うんですけど、下請はしていいわけですね。

○吉村生活環境部次長 廃掃法上は、いわゆる土砂の分別については再委託の禁止という条項がございますけれども、これは言ったら下刈り、伐採でございますので、廃掃法の関係が及ばないというふうに思います。

○安藤委員 わかりました。いいです。

○田中健次委員 幾つか、もうたくさん皆さんが聞かれましたので、私のほうはもう残りの質問みたいな形になりますが、ちょっと一部確認のこともありますが、お聞きをいたします。

最初に12月1日のメールの質問に対する回答ですが、これは技術補佐がされたというふうにお聞きしましたが、技術補佐でよかったわけでしょうかね。技術補佐はこの土砂の災害の関係については、タッチされていないというふうなお話しだったんですが、これはどういう形で技術補佐が回答されたのでしょうか。

○吉村生活環境部次長 そのときの状況はちょっとよく覚えておりませんが、技術補佐が健康福祉センターと廃掃法の問題で、問題というか解釈等で結構電話を、連絡をしておりましたので、この件に限らずですけれど、一般的な廃掃法の事柄について疑義があれば頻繁に電話をしておりましたので、その関係で「じゃあわしが電話をしてやろういや」ということだったように記憶をしております。

○田中健次委員 わかりました。

それから二つ目は、県のほうは文書指導——何回か具体的な処理計画を持って相談するように指導したというような、今時点の見解のようですが、そういう形で1月13日のときに初めて具体的な処理計画が判明したと、県のほうはこういうような見解ですが、市のほうはその前に12月の11日ですか、12月11日に補助事業の事前ヒアリングのときにまず最初の資料を出している。もうその時点でわかったのではないかというお話しなんですが、この12月11日の事前ヒアリングの資料で、どこを見ればそういうことがわかるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○吉村生活環境部次長 これは、12月11日にいわゆる災害廃棄物の処理事業の報告ということで、私どもの担当者が廃棄物・リサイクル対策課の職員にこの資料をお渡しはしております。

○田中健次委員 それで1日5トン以上だということが、市の見解では、これを出せばわかったはずだという見解なんですけれども、この資料のどこを見たらその5トン以上の処理能力でやるということがわかるわけでしょうか。

○吉村生活環境部次長 おつけしている資料の中で、後半、災害等廃棄物処理事業の報告ということで何回か県に資料をお出しをしております。12月11日に私どもが県に出した文書をおつけしておると思うんですが、その設計書というんですか、これは内訳書ですか、内訳書の中にバケット容量が0.7立米というような表現がございまして、これでここと言えば4台ということで数量等も示しておりますので、これあたりで判断ができたんじゃないかなというふうに思っております。

ちなみに、これは100ミリと50ミリで2回の振り分けということで設計をいたしております。

○田中健次委員 4台でやるから、5万立米を4台でやって、ある程度日数をやったら

1日の処理量が5トンを超えると、こういうことが計算上できると、こういうことで県のほうはわかったはずだと、こういうことですか。

○吉村生活環境部次長　というふうに私どものほうは理解しておりますが、県のほうでは御理解をいただけなかったかということではないかと思えます。

○田中健次委員　はい。わかりました。その点はそれで。

それから、2月2日に、今の話ですけど、県のほうに1月26日にだめだと言われたので、部長と相談に行かれたということですが、そのときに本会議で御報告があったのは、県のほうから指導をいただいた中身がありますね。本会議の中でいけば設置許可は要るけど、先に業者を決めてその業者に設置許可をとらす方法をされたらどうですかという提言をいただいたと、県のほうから。

そういうことが本会議で、これは副市長が答弁をされておりますが、この提言というものについては、それを一応副市長なりに、こういうような形という形で言われて報告を直ちにされたんだと思うんですが、それは吉村さんのほうでされたんですか。それとも当時の部長のほうでその提言を、県のほうの提言はこんなふうだったということをしたのか。お二人で行かれたんでしょうか。

○吉村生活環境部次長　はい。私と部長が参りました。確かにこういった点もありましたけれど、少なくとも私は副市長には報告はしておりません。

○田中健次委員　その後の、行った後の報告を副市長には全然していないということですか。吉村さんのほうでは。

○吉村生活環境部次長　いや、私は少なくともしておりませんが、部長がしたか、多分逐一報告をしておったように記憶はしており、聞いておりますが、ちょっとこれは部長に確認しないとはっきりとしたことは言えません。

○田中健次委員　はい。わかりました。交渉に行って話は聞いたけれども、その報告は、当時の上司であった部長が多分されただろうということですね。

それから、2月5日に、市のほうとして指名審査会なのか、その指名審査のための協議なのかわかりませんが、その協議会か指名審査会に協議をして、それで途中からクリーンセンターの所長と担当者を入れていろいろと協議をしたということですが、これに所長が呼ばれたというのはどういう経緯なんでしょうか。部長ではなくてですね。

○吉村生活環境部次長　入札審査会のメンバーによるその災害土砂の業者についてということが、たしか議題だったように思いますけれども、私に出席の要請がありましたので、私と所長補佐の2名がこういうふうに参加しております。

○田中健次委員　その要請があったのはどこから要請があったんですか。

○吉村生活環境部次長 たしか副市長だったと思いますが、ちょっと記憶が定かでないんであれなんですが、部長だったか副市長だったかと思います。

○田中健次委員 はい。わかりました。

それから、一般廃棄物の業者は市内に2名ということで、防ク第35号、2月9日に県にまず問い合わせ、疑義の文書を出されておりますけれども、その中で2者ほどありますが、1者は今、市のほうで指名が留保されているというのは、そういう形ですが、もう1者についてもこれは防府市内に営業所があるという形で、防府市内に事務所があるという形で一般廃棄物の処分業の許可を得ているようですが、この指名保留になっている業者の住所と、それから今の契約した相手の業者の営業所の住所が同じになっておりますが、あるいは市の認識では、この指名保留になっている業者の関連会社という認識であったんだろうと思うんですが、この辺のところの当時の考え方はどういうことでしょうか。そういう片方は市と契約することを留保している会社、片方はその関連会社という形になるわけですが、そういう関連会社という認識は当時はあったんでしょうか。

○吉村生活環境部次長 いえ、私どもは全然別の会社というふうな認識でございました。

○田中健次委員 ただ、市のほうが先ほど出されました資料の中かどこかに……。 (「中山弁護士への照会状の一番最後です。中山弁護士への照会状の一番最後のページの7行目ぐらい(3)」と呼ぶ者あり) そうですね。中山弁護士のその照会状のところに関連会社という記述がありますし、それから、その中山弁護士の関係の3ページの3行目ぐらいにも、その関連会社というふうに書いてあります。

この辺についての片方が契約をする形で留保すると、片方はその関連会社ということで、そういう関連会社、そういう意味で行く場合に市と契約するのが適切かどうかということが、多少最終的にゴーサインを出すにしても、その辺は多少若干議論の余地のあるところだったと思うんですが、その辺についての危惧というのか懸念というのか、先行きうまくいくのだろうかというようなそういうものは当時はなかったんでしょうか。

○吉村生活環境部次長 法人登記上は全然別会社でございます。住所はちょっと確認はできませんが、そういったことで全然別会社という位置づけをしておりましたので、そういったことにしたわけです。

○田中健次委員 これはじゃあ去年の8月じゃなくてその前に、去年の吉村さんがまだクリーンセンターに行く前に、最初に一般廃棄物の処理業の許可をとっているわけですが、その時点では営業所だとかそういうものが防府市内にあって、そういうことがあるから処分業の許可が得られたわけですがけれども、しかし、そういうことについては、この1月・2月の当時は別会社であるという形で認識がなかったと、こういうことですか。

○吉村生活環境部次長　そうです。

○田中健次委員　それは、知ろうと思えば知れたんじゃないかという気がするわけですが、そういう認識であればしょうがないですね。

それと、業者との交渉という形ですが、業者との交渉は、所長、それから補佐、それから土木建築部の支援職員2名という形でされたんですが、相手の方はどなたが出られたんでしょうか。

○吉村生活環境部次長　維新の代表取締役です。社長です。

○田中健次委員　相手はお一人ということですか。

○吉村生活環境部次長　1人です。

○田中健次委員　はい。わかりました。私のほうは以上です。

○土井委員　それでは、今方から聞いちやる中でもあり、またその他についてもちょっと質問しますけれども、中山弁護士へのこれでは「ファクス送信票」で書いちゃうからファクスで送ったと。今方はこれだけのものをファクスで送りやせまと言うたけど、これも確認すりゃわかることですが、その一番最後のページに、これは所長さんがつくっちゃったんじゃないんかもしれませんが、ちょっと確認をしなきゃいけないのが一番最後のページを持ちよってです、中山弁護士への照会ファクス。それはだれかちょっと貸してあげてくれませんか。

その最後のページの（４）に、そのころ何とか何とかという会社がトロンメル等による一般廃棄物施設設置許可の申請中であつたところを書いちゃうんですよ。こう書いちゃう。だからその人が許可をとる前に随契しようでみたいなことがその次に書いちゃうんですよ、実は。実は。この業者はいつごろその一般廃棄物処理施設の設置許可の申請をしたか、教えてください。

○吉村生活環境部次長　これは県の申請ですので、これはどういう意図であつたのかわかりませんが、ちょっと私どものほうでは、ちょっと何ともお答えしようがございません。

○土井委員　だとすると、これはここに書いてある総務部総務課の國吉という人がやったということでしょうかね。いずれにしてもこれは県じゃなくて市が書いているわけですから、わかっちゃかんにゃいけんはずなん。だれかがわかっちゃかんにゃいけんはず。だけど、基本的には総務課でわかるわけじゃなくて、クリーンセンターからの情報でわかるであろうと一般的には推測するわけですが、ちょっと中断してもらって調べてもらいたいんですがね。この件については。

○伊藤委員長　暫休するということですか。

○土井委員　はい。

○伊藤委員長　すぐ調べればわかりますか。所長。

○吉村生活環境部次長　はい。

○伊藤委員長　では、暫時休憩いたします。

午後4時01分　休憩

午後4時04分　開議

○伊藤委員長　それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの土井委員の質疑に対する答弁をお願いします。

○吉村生活環境部次長　これは、総務課の國吉補佐、当時は補佐でございますが、補佐のほうでこういったファクスを送っておるといことのごようございました。

○土井委員　ですから、そのミヨシ補佐かだれか知りませんが、その人はどこからそういう情報を得たかというのを聞いてもらうために今休憩をしてもらったんですが。

○吉村生活環境部次長　定かではないというような、だれからか聞いたというようなこと、ちょっと漠然としたあれですけども、というようなことございました。特定のだれから聞いたということはよく覚えていないということございました。

○土井委員　ここは多分黒書きしてあるのは業者の名前まで書いてあるんですよ。多分間違はなく。それがもう業者の名前が書いていないんじゃないら、それを出してほしいんですよ。多分業者の名前まで入っているんだろうと思いますから、まさしく事実だろうと思うんですよ。事実でなかったらこんな書き方はしませんよ。だから、その意味においては、この人が許可をとるなり、何か随契せにやれんなみたいな感じなんですよ。だからこのことがわかっておれば、この人の設置許可はいつごろとれるのでしょうかとかいうことは、これだけ何で許可が要るんか、何で許可が要るんか、何で許可が要るんかって、くどいぐらいけんか腰で県に照会したぐらいですから、このぐらいのことは聞いてもいいし、できるなら3月中旬ぐらいまでには許可出してやということもできたはずなんですよ。うん。ぜひ、だとすればこれはミヨシ補佐はちょっと呼んでほしい。

〔「國吉さん」と呼ぶ者あり〕

○土井委員　國吉さんか。何かあんたミヨシさんて言わんかった。國吉さんか。ぜひお願いしたいですね。どこからの情報なのか。具体的な名前も書いてあるはずですから、はっきり言いまして。それをまず第一点。

次に、12月1日の県から市へはファクスだということということですが……。

(「メール」と呼ぶ者あり) メールか。メールだということですが、そうすると2月3日の県の課長からの公文書、そして2月19日の国庫内示の環境大臣からの文書には、受付

印も供覧も何にもしちやないですけど、これはなぜなんですか。

○吉村生活環境部次長 2月3日でございますか。

○土井委員 はい。県からリサイクル何とか何とか課長からの。

○吉村生活環境部次長 これは供覧印を上を押したものですから、多分その供覧印であって先とか日付が消えるんで、多分これをのけてコピーしたんだろうというふうに思います。

○土井委員 いや、受付印が最低なげんと、文書管理上。まあいいですわ。

12月15日の内部のプロジェクトの会議の資料が出ております。それで先ほどそのことについて何というんか、重川委員さんから質問があって、泥を全部を分別すると繰越になるんじゃないと確実に思われるが、繰越を前提とした災害査定には国・県とも難色を示しているということでありましたが、この時点では、そして現在工事が遅れた理由書を県・国に送って検討してもらっていると、そしてそのページの一番上の3行目から4行目は、繰越が確実な状況で補助事業の対象となるかを県・国から文書で回答してもらおうようお願いしていると、こういうくだりがありますが、国にはどのような方法でアタックした結果の文書にこの文書になっているのか、あるいは国・県から文書で回答があったかどうかをお尋ねします。

○吉村生活環境部次長 どの文書ですか。11月15日……。

○土井委員 12月15日のプロジェクトのあれ、土砂分別業務委託の方針（12月15日会議により承認）という分です。というのの2ページ。

○吉村生活環境部次長 12月17日。この分ですね。どういう質問……。

〔「質問内容が」と呼ぶ者あり〕

○土井委員 だから国から回答は、そこで国から文書で回答してもらおうようお願いしているところ書いてあるんですね。だから文書は来たかということ、あるいは理由書を国・県に送って検討してもらっているところあるわけですけれども、どのような方法でその国や県にアクセスをしたか。特に国に対してアクセスをし、そして国からはどのような返答であったかということをお教えください。

そして、ここでは未契約繰越ではなくて、下の②でいうと、要するに契約したって実績報告が3月末まで上がらんかったら、その分しか国庫補助が来ませんかもしれないなどというぐらいの恐れた文書なんですよね、未契約繰越どころではない。だから、その辺に対する国へのアタックというか交渉というか、その経緯を教えてくださいということですよ。

それと、ちょっと委員長にお願いしておきたいんですが、あした土木の部長が来ますよね。それまでに、そのときに先ほど委員長が最初に質問をされた、もう時間がないですか

ら質問をされた石灰を産廃としてあそこに移すと、そのための経費は、今の設計積算書が物すごい厚いもので、どこにどねえあるかわからんですが、それが何ぼになっているのか。直接経費だけでもいいし、一般管理費、事務管理費も含めたものでもいいですが、幾らになるのかということ。

それともう一つは、第3工区、第4工区の土砂をあそこに運搬をし、そしてそこで分別、大久保に持っていき運搬をするということになっていますよね。大久保に持って行って、大久保で分別・保管するということになっていますが、それに係る経費が一体幾らになるのかということ、ぜひその場で披露していただきたいということをお願いします。早急にやっってもらわんと、あした来ちゃったときに、できちよらんと言われたら困るんですが。

それともう一つは、先日、副市長さんをお願いしたけど、いまだ出ていませんが、体育館のときの設計委託について、前金払、部分払、完成払、それぞれ請負金額とそれぞれの金額が幾らであったかというのを、あした阿部部長さんが見えになるときに教えていただきたいということを伝えとっていただくとありがたいです。

○吉村生活環境部次長 今の御質問でございますけれども、確かに国・県とも繰越ということは最初から難色を示した。というのが環境省の補助は、通常いわゆる査定があって、それから工事を始めて交付申請とかで実績報告という流れになっておるんですが、どうも環境省は、もう着工していいよと、終わった後から交付申請という形のようなものでした。私が聞いた範囲では。したがって、じゃなぜ遅れているのかということの理由書をたしかつけたような記憶がございます。それは、いわゆる10月中旬ぐらいまでその土砂の搬入が続いておったというようなことや、ちょっと記憶が定かでございますが、そのあたりでそういったことも含めてたしか繰越の理由書を検討した記憶がございます。

○土井委員 その理由書を国に送ってということですから、そのときには未契約繰越の可能性は全く触れていないわけですね。

○吉村生活環境部次長 そうですね。その時点ではまだ未契約云々という話はたしかなかったと思うんですが、ただ先ほど申し上げましたように、環境省の補助は、通常と違って査定を受けてから、それから事業に始まるということではないようですので、もうとにかく早くやって、あと写真なり何なりで実績を上げて、それに対して補助をするんだというようなことがございました。

○土井委員 僕は逆じゃろうと思うんですが、指令前着工が許可されるというのは、まず普通の状態では、この状態ですよ、災害の瞬間なら別ですけども、仮の保管所に置いちゃう段階で指令前着工していいよというようなことはまず考えられないと思いますが、そ

それはそれとして、この理由書を国に送っておられるんなら、その理由書の送られた理由書の写しをください。

そしてもう一点、石灰をその地域の住民の人が臭いとか何とかいうんで入れたという話ですが、この石灰を入れることの判断はどなたがされたんでしょうか。

○吉村生活環境部次長 これは生活環境部長が行っております。

○土井委員 それは、そのことについては、一応決裁とか何とかかんとかでなく、さあいけみたいな感じでやっておられるんです。

○吉村生活環境部次長 当時はその災害直後でありましたし、また土砂をしきりに入れておった状況ですので、決裁はとらずにたしか指示して、石灰をまいたというふうに思っております。

○土井委員 だとするならば、まだ土砂を入れる最中ということは、何層にも石灰が入っているという形に実はなってくる。表面の30センチだけじゃなくて、奥、下のほうにもあるというような解釈をせざるを得ないんですけど、その辺はどうなんですか。

○吉村生活環境部次長 これはたしか運び終えて、最終的に臭いがするからということまで一番上に上がってまいたと。何層にもまいたということじゃないと思います。ただ、その時点でまだ協和発酵とかなんとかたしか入れていたような気がするんですが、ちょっと記憶が定かではありませんが、いわゆる運び終えてまいたということだろうと思います。

○土井委員 じゃあ運び終えてやったということはわかりましたが、それはいつごろその石灰をまいたんでしょうかね。

○吉村生活環境部次長 ちょっと覚えておりません。

○土井委員 あしたでも結構ですから、あした来られる参考人さんに、いつやったって伝えちゃってください。すみません。

法律相談を9月15日・16日にかけてやっておられるわけですがけれども、そのときの法律相談をしていいかという伺の決裁がございます。その中では、山口県の見解は産廃じゃけれども、本市は一般廃棄物と考えちよると。そしてそこはもういいんですが、要するにふるいを装備した重機によって分別をすることを考えているけれども、この重機が廃棄物処理施設ではないかと県が言い出している。9月11日現在で、どうもトロンメルは、あるいはスケルトンもかもしれませんが、廃棄物処理施設じゃないかと県が言い出しているということが書いてあって、それを確認するために中山顧問弁護士に聞いたところあるんですけど、これはどういうところから情報を入手されました。どういう方法で。

○吉村生活環境部次長 これは、戸田のほうで相談に参っておりますので、私は直接は聞いておりません。私が知り得たのは10月16日に県の福祉センターに参ったときに、ト

ロンメルスクリーンについては処理能力が高いので、これは施設として判断をしていると、スケルトンについてはグレーゾーンだという経緯でございます。

○土井委員 9月11日起案、9月12日決裁では、起案書は戸田さんかへたさんかは知りませんが、であり、所長さんも印判をつかれ、古谷部長さんも印判をついておられるんですよね。法律相談をすることは大きく分けて二つなんですよ、許可が要るのか一般廃棄物なのかというその二つの。もう一つの要は県が言い出しとらんかったら聞きもせんかったんでしょが、県が言い出したから聞いているということですから、そこはちゃんとしてもらわんと法律相談をした意味がないんですがね、実は。どういうところからその県がそういうことを言い出しているということを手に入れたのか。

そして、あえて言えば、もう9月11日にはそういうあれが要るらしいですよということは既にわかっておったわけで、それから早急にあれだけの土量を処分するとすりゃ、もともと市は4区画に分けて発注する予定でしたので、それならもう業者に指示して、いろんな業者に指示して、やる希望のある人は入札にかけるから早急に手続をして許可をとりなさいよと言わんにゃいけんわけですよ、市内業者に。

そこで、ぜひここは、どういうところからそういう情報入手して、こういう法律相談に至ったかというのを、ぜひ知りたいところなんですがね。どうでしょう。(笑声)

戸田さんに聞かにゃわからんのですかね。戸田さんかへたさんかに。

○伊藤委員長 これは今読みよってのは10月16日の分ですね。土井さん。

○土井委員 いえいえ違いますよ。9月11日の一番最初の7行目ぐらいに書きちゃうんです。

○伊藤委員長 「県が言いだしており」という部分ですね。

○土井委員 そうです。だから県に本当かと照会するんじゃなくて、中山顧問弁護士のところを駆っけり込んじよるわけですよ。本来ならこの時点で県に確認すればいいのに、顧問弁護士のところを法律相談に行っておられるんですが。行くためには、その情報がどこから入っていないと、今までどおり8月25日に許可したときは要らへんもんじゃないと思っ

て許可しているわけですから。ということです。

○伊藤委員長 担当者は山田技術補佐になっていますけど。これは、山田技術補佐からお話は聞いておられませんか。所長。

○吉村生活環境部次長 いや、特に聞いておりません。

○伊藤委員長 この戸田さんというのは、クリーンセンターの職員ですか。

○吉村生活環境部次長 はい。そうです。

○土井委員 先ほどの山田技術補佐のときのあれでは、中山弁護士のところを法律相談に

行ったのは、山田技術補佐、それから戸田さんかへタさんか、そして法令係と3人が行ったという話ですよ。じゃったんですよ。午前中のときに。

いずれにしても、そういう情報が、県がそんなことを言っているらしいという情報が入らなければ行く必要もないわけですよ。非常に重要なところなんですよ、実はここは。中山先生もなぜそねえ方針が変わったのか、県のあれもようわからんがとか言うて明確な答えをしていなくて、「一般的には、その重機をもって施設と見なすには、無理があるう」という、「県が見解を変更した理由が明確ではないため判断しかねるが」とこうおっしゃっているんですけどもね。だから本来、この時点でなぜ県にすぐ照会を、中山先生のところに駆けつけり込むよりは県に照会すりゃよかったんです。10月16日じゃなくて9月15日に。

○伊藤委員長 これはすぐには確認できんですね、所長。今現職でおられる方ですかね、この戸田さんは。

○吉村生活環境部次長 はい。おります。

○伊藤委員長 おられる。（発言する者あり）後ほど協議しましょう。これは。

○土井委員 それは休憩してもろうてもいいんですが。それともう一つは、施行令の4条1号に言う委託先として適切かどうかという判断は、だれがどういうふうな資料に基づいてされたのか。

要するに施行令の4条1項には、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」とこうあるわけですよ。受託者が受託してから人を雇うんじゃないんよね。受託者が受託業務を遂行するに足りる現在施設なり人なり、財政的基礎を有しというふうにあるんですが、それはどういう資料でもってオーケーと判断をされたのか。そしてその資料があれば、その資料をいただきたいというふうに思います。前金払も払いませんでというような極端な言い方をすると悪いですけど、そういう業者なんですが、何をもって客観的な判断資料は、そこで言う何なのかということをぜひお伺いをしたいというふうに思います。

○吉村生活環境部次長 客観的な資料等は、特にはございません。

○土井委員 わかりました。

○伊藤委員長 後で聞こうと思っていたんですが、所長、先ほどから前払金のときの話で、要はそれで機械を購入、リースできると。そこで人・物・金のうちの物は何とかできたと、人は今から雇えばいいというようなお話で、相手先と適当であるというような話だったんですが、今の施行令からすると、後からそれを整えるんじゃなくて、受託する時点でそれ

が必要と施行令の第4条の1では定められているんですね。これについては意識はされなかったということですか。

○吉村生活環境部次長 施行令の4条第1項に確かにございます。ただ、この業者については、許可を持っているところがここしかないということの判断の中で決定したものです。

○土井委員 ですから、業者がそこしかおらんということが最後の最後まで金科玉条のごとく言われておるんですが、それだったら行政の責任者として、数ある業者に、産廃処理業者はいっぱいおるわけですから、そういう業者、あるいは土建業者もいっぱいおるわけですから、広くそういう人に、あれだけの5万立米のあれですし、長いことめんどろない、ずっと置いちょくわけにもいかん。県には3月31日に返さんにゃいけん、協和発酵にも8月ぐらいに返さんにゃいけんという状態の中で、免許、あるいはその施設許可をとるような努力をしなきゃいけないんですよ。そこの辺が何でその施設許可をとらんにゃいけんのか、許可をとらんにゃいけんのかということだけはくどいように、もうけんか腰で県のほうには照会はされておりながら、一方ではそういうことをされていない。これは不信感を招くだけです、不信感を招くだけ。そこにおいて金科玉条のごとく言われてもね、それは最後の手段であって、そこに至る過程が非常に不透明なんです、そういう努力をされたかどうかをちょっとお尋ねしましょう。

○吉村生活環境部次長 当初は、スケルトン、プラス、人力ということで、市内の業者の方に参加をさせていただこうということで計画をしておりましたし、10月27日には、私と副市長で市内のAランクの業者の方に見積もりをお願いに参りました。そういった事実もございます。

○土井委員 そういうことを聞いているんじゃないんですよ。もう9月15日に弁護士に相談に行く段階から、どうも県はスケルトンバケットであろうと、ロータリースクリーンであろうと、どうも5トン以下じゃったら許可をとれ、とれ、とれ、とれ言いよるでという段階で、なして許可が要るんか、なして許可が要るんかて聞くこともええかもしれませんが、それと同時にその許可がどうも今から要るらしいでと、世の中が変わってきたでと、だから許可をとれというそのことを市内業者に広くアピール、PRをすべきであったということなんですか。そういう行為をされたかどうかというのを今伺っているんです。

○吉村生活環境部次長 そうですね。私ども当初そういう計画でおりましたけれど、日にも余りなかったと、差し迫ったということで、これは1月明けて中下旬には、もう施設だということになりましたので、ちょっとそのあたりのどういいますか、業者選定の切りかえをしないと、これはちょっと未契約のこともあるし、そういったもろもろのことをクリアするために、そういった選択をしたということでございます。

○伊藤委員長 先ほどの中山弁護士への照会の件について、事実関係をちょっと確認を試みますので、ここで暫時休憩いたします。

午後4時32分 休憩

午後4時44分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先ほどの中山弁護士への照会状の件での質問や質疑ですが、わかりましたでしょうか。

○吉村生活環境部次長 大変失礼しました。今担当の者、それと同行した総務課の國吉補佐に確認をいたしましたら、この分については、トロンメルについて県が施設だというふうなことを言っておったということから、弁護士のほうへ相談に行ったということでございます。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

○重川委員 先ほどの土井委員の質問に関連するんですが、私が前段でお尋ねした、国・県とも難色を示している、国に送って検討してもらっているがと、その書類を出してくださいという土井委員からの要請であったと思います。それに引っかけ、私は先ほど回答をいただいたんですが、1月の12日に環境省が来て協議をしたと、13日に査定を受けたと、そのときに環境省からは話はするなと、財務局に問い合わせをするとこういう答えをもらったと。県からは未契約は出すなと言われたと。

それで、私はそこで了解したんですが、その環境省の言った話はするな、財務局に問い合わせると言われたその結果というの、あわせて土井委員さんの質問というか要望とあわせて出してもらいたいと思います。

○吉村生活環境部次長 今回の件ですけれど、1月の12日に、環境省のほうで事前協議をした中で、そういったお話がございました。確かに。環境省のほうで財務局と調整をするので、あしたの査定のときには、その繰越の話はしてくれるなということでもございました。その後、この繰越の話は、口頭でも文書でも特段回答はいただいておりません。

○重川委員 じゃあ回答はなかったということで私の分はそれじゃいいです。あすは、その前段の土井委員さんがおっしゃった文書での問い合わせ、検討してもらっているということについての回答というか文書なのかわかりませんが、出てくるということですね。はい。了解です。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

○田中健次委員 先ほどちょっとほかの方の答弁の中であったかもしれないんですけど、私の聞き漏らしもあると思いますのでちょっと確認をしたいんですが、2月15日にその

相手業者さんと交渉するという話をして、直ちに交渉に入られたと思うんですが、それで2月24日の決裁文書の中では、伺という災害土砂分別の運搬についてというんで、この中でロータリースクリーンではなくて、自走式スクリーンを使用したいという業者さんからのそういう申し出というのか提案というのがあるって、そのほうがかなり安上がりになるというふうに、この2月24日の伺書ではわかるわけですが、これは交渉の最初の段階からこの自走式スクリーンということが向こうのほうから提案があったということでしょうか。

○吉村生活環境部次長 2月16日から始めましたけれども、割と早い段階でその話はあったと思います。

○田中健次委員 市の考え方とすれば、これで約7,800万円ですね、差額があって、ロータリースクリーンのほうが安くできるということは、かなりこれを進めるというプラスの積極的な要因になったということはあるわけでしょうかね。

○吉村生活環境部次長 いわゆる自走式スクリーンを選択するという意味では、費用的には安いということでした。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

○山本委員 先ほど吉村部次長さんが、この業者側の県に対して自走式スクリーンの許可申請を3月にじゃないかというふうに言われたと思うんですが、この今出ております伺書の中では、既に2月16日以降の吉村所長さんらとの協議の中で、既に現在その許可の申請中であると、こういうふうに向こうの業者は述べているくだりがあるんですが、そのあたりは間違いございませんでしょうか。

○吉村生活環境部次長 そうですね。2月の16日から始めまして、割と早い段階でそういった申請中であるか、ちょっとそのあたりのニュアンスはちょっとあれですけど、話はございました。

○山本委員 伺書の中では、「現在、県に許可の申請中である」というふうに文書で書いてあるんですよね。ですから、少なくとも2月16日時点では、この維新は許可申請を県にしていたというふうに理解をすべきではないかというふうに思うんですが、この中身に間違いがなければそうだろうと思います。

○吉村生活環境部次長 そうですね。そういうことだろうと思います。2月の16日以降に私は話をしましたので、それ以降の話かなと思ってはおったんですが、そういう話もあったかと思います。

○伊藤委員長 これはまた県の方を招致したときに、またお聞きするという事です。

○木村委員 今現在、維新は、持っているトロンメル、それからスケルトン、これの許可

を県の許可をとっているんでしょうか。

○吉村生活環境部次長 トロンメルと……。

○伊藤委員長 スケルトン。

○吉村生活環境部次長 スケルトン。はい。みなし許可で2月10日付でしたですか、県の文書で。

○木村委員 みなし許可じゃなくて、さっきの、（発言する者あり）いやいやトロンメルとスケルトンについても、みなし許可であっても正式に許可をとらなきゃいけないというあれがありましたね、さっき。（発言する者あり）いやいやそうじゃない。僕はあの文書はそういうふうに読みますよ。

○伊藤委員長 ちょっと資料のどこか提示していただけますか。

○木村委員 2月11日に、山口県課長で防府市長あてに来ている廃り対策第3189号。

○伊藤委員長 2月10日付ですね。

○木村委員 そうです。2月10日付。それで市が照会したことに対して県が回答しているんですよ。一番最後の行ですね。問いのほうは照会3、照会③、「②において、一般廃棄物処分業許可期間中は一般廃棄物処理施設設置許可不要であるとの回答の場合、その根拠を提示されたい」と市が聞いているわけ。つまり業の許可がある間はずっと施設の許可は要らないのかと、要らないという回答の場合は何でそうなのかと聞いた場合に、県の答えは「一般廃棄物処理施設の設置許可は必要です（みなし許可施設を含む。）」とこう書いてあるんです。だから、業の許可をとっておってみなし許可をされても、この施設の許可は要りますよと、みなし許可をしたものも要りますよというふうに私はこれを読むんですが、どうですか。

○吉村生活環境部次長 設置許可は必要ということですので、これは申請は必要ないんじゃないんですかね、これは。申請をする必要はないけれどもということではないかというふうに私は解釈しておりますが。（発言する者あり）

○木村委員 わかりました、これは県に聞きましょう。県が答えているわけですから。いいです。

それで、これも直接県に許可申請を出すそうですから、県に聞かんにゃわからんのですが、みなし許可じゃなしに、この維新はもう既に持っていたトロンメルとスケルトンについては許可申請を出していないんですね、今の話だと。みなし許可のままやっているということなんですかね。

○吉村生活環境部次長 はい。そういうことだと思います。

○伊藤委員長 ほかはありますか。

所長、ちょっと確認したいんですが、予定価格調書、嘉村副市長がつくられたものですが、この金額と、資料ではすぐ次にあります維新さんから出てきた見積書ですね、この額が先ほどぴったり一致しているということがありましたけれども、これはこの額で見積書を出しなさいというふうに市から指導か何かをしたわけですか。

○吉村生活環境部次長 金額については一切交渉の過程、2月16日からの交渉の過程においても一切言っておりません。

○伊藤委員長 では、この予定価格と見積書の金額が偶然あったということによろしいですか。

○吉村生活環境部次長 そういうことだと思います。

○伊藤委員長 ほかにございませんか。

○吉村生活環境部次長 ちょっと申し上げておきますけど、この今の金額の件ですけれども、2月16日からというふうに盛んに申し上げましたけれども、これは主に施工面についてやっております。協議をしております。この間において金額等々の話は、私と所長補佐が対応しましたけれど、3月5日の午前中に予定価格を副市長からもらって、その午後、見積もり合わせをしたということでございます。

○伊藤委員長 もうちょっとお聞きしておきますが、見積書の内容なんですけれども、品名・規格とか全くなく、要は数量1個、2億8,600万円ということになってはいますけれども、こういう見積書というのは通常よくある見積書ですか。

○吉村生活環境部次長 ちょっとその辺はよくわかりませんが、見積もりという形でいただいております。

○伊藤委員長 民間の取引でもあんまりこういうトータルの金額だけ載っている見積書というのは余り見ないですけれども、行政ではあることですか。

○吉村生活環境部次長 そうですね。見積書というのは、こういう形で出していただいております。

○伊藤委員長 わかりました。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、ないようですので、以上で吉村生活環境部次長への質疑は終了いたしました。環境部次長におかれましては、長時間ありがとうございました。御退席されて結構でございます。（発言する者あり）

〔吉村生活環境部次長 退席〕

○伊藤委員長 すみませんが、今休憩しておりませんので、休憩はかけておりませんので、今、吉村次長の退席を待っている状態です。はい。（発言する者あり）

以上をもちまして、本日の調査についてはすべて終了いたしました。これをもって委員会を散会いたします。

なお、きょう求められた資料については、一点、入札審査会自体が行われていないということで、記録もないという連絡はいただいておりますが、それ以外の資料、また出てきていないものについては、あすまでに出していただくよう要請をしているところでございます。

あす21日午前10時から委員会を開催いたしますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、御起立ください。

〔「まだちょっと」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長（発言する者あり）じゃ委員会は終了ということでよろしいですか。

○土井委員 終了しないがほうがいい。

○伊藤委員長 しないほうがいいのね。はい。

○土井委員 あした、多分入札審査会が開かれていないという話になると、前の何とか室長さんは、ほとんど入札審査会を開かれましたか、開かれませんでしたかと聞いて、開かれませんでしたと言われたら何にもないそいね。

○伊藤委員長 そしたら、入札審査会のメンバーで協議には加わっているでしょう。結構……。

○土井委員 庁議のメンバーじゃないよ。彼は。

○伊藤委員長 入札審査会のメンバーで協議をしたということでしょう。

○松村委員 一応メンバーの中の一人になっちゃらあね。

○伊藤委員長 一人になっているでしょ。（発言する者あり）

○土井委員 だから、いずれにしてもわずかしか聞かれんわけですよ。

○伊藤委員長 それと、結構押印はありますよ、安田室長の。

○土井委員 あしたはどっちが午前中ですかね。

○伊藤委員長 あしたはどっちかね。午前中が安田室長、だからええですね。

○土井委員 多分11時ぐらいには終わると思うんじゃけど、國吉というのを呼んでもらえませんか。毎日毎日あすこに来ちよるらしいから、来ることはそねえ難しいことやないと思うんじゃけど。いや、今の中山弁護士の照会の一番最後なんかというのはすごくあれなんですよ。

○三原委員 そうですね。関心があることやね。

○土井委員 ね。関心があるところやね。（発言する者あり）

○伊藤委員長 1時間で本当に終わりますか。安田……。

○土井委員 私はないと思うんじゃないけどね。

○伊藤委員長 それは土井さんがなくてもわからんから、その辺をやってみたら、私はきょうこここんなにかかるとは思わなかったもん。

○田中健次委員 なくてもあっても本会議が終わってからにしませんか。（「来週でもええじゃない」と呼ぶ者あり）

○土井委員 まあそんなに多く聞くことはないんじゃないけどね。

○伊藤委員長 なかなかあした来いというのは言いづらいものもあって。でまた……。

○土井委員 毎日来ちよるよ。

○伊藤委員長 いや、そりゃそうなんですけど。（笑声）

○河杉委員 だから心の準備が要るんですよ。

○土井委員 心の準備しちゃいけないわけいね。心の準備を市長室で打ち合わせしてもろっちゃ困るわけよ。

○田中健次委員 そういうことでいけば、もう一人の補佐もちよっと聞いてみたいかなという気も。（「戸田」と呼ぶ者あり）うん。戸田じゃない。（「今田さん」と呼ぶ者あり）今田さんか。（「法令係か」と呼ぶ者あり）法令じゃない。クリーンセンターの所長補佐。

○伊藤委員長 またあしたで、もしかしたらわかってくることもあるでしょうし、それは、あした委員会の中で決めるということではいかがですか。拙速に決めて呼んで余り用がなかったというよりもですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員 一応ちよっともう結構えらいね、我々も。それで一区切りしてね、それで一回総括会議をやってね、そして問題点をもう少し絞り込んで、呼ばんにゃいけん参考人もう一回あれするという日程をとったほうがいいんじゃないですか。余りばたばたやるよりは。一回総括会議を1日ぐらいやったらいいんじゃないかと思うんですけどね。

○伊藤委員長 はい。考えてみます。

○土井委員 だから月曜日に総括会議をやって、そのクリアランスしとるんが残らにゃそれで終わりやし、クリアランスしちよらん分が残ればそれをどうするかという話ね。それで22日の日ぐらいに休会日ですから、それこそ中山弁護士のところへ委員長が行っちゃあどうですか。4条1号も含めてやね、そねえな報告書、つまらん報告書が出てきて、わしらみたいに素人でもわかるような4条1号じゃなじゃ書いてやね。

○伊藤委員長 それはどうでしょうか。必要でしょうか。

○土井委員 今の最後の特に契約保証金もそれはしょうがないねとかじゃね、どういう根拠で言ったかとかじゃね。

○伊藤委員長 必要とあれば、議長の命令をいただいて行くということになりますので、まず委員会で決する必要があります。要は私に出張命令を出していただくという、市外になりますので。（「市外。山口かな。」と呼ぶ者あり）山口市です。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 ということによろしいですか。じゃあ22日、ただ弁護士さんの御都合もありますので、調整してみて。

○土井委員 だからお一人じゃあいけまあから、副委員長と一緒にぐらい。

○伊藤委員長 であれば事務局とですね。（「土井さん、土井さんも一緒に行ったらいいわ」と呼ぶ者あり）

○土井委員 それは中山先生、都合がつけばわしゃええよ。よう知っちよる。

○伊藤委員長 これは人員を決めたほうがいいのか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）じゃあ正副委員長と土井委員ということによろしいですか。

〔「異議なし」「事務局が行かんと」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それはもう当然事務局も。はい。

○土井委員 ちょっと待ってください。22日は何やらあったでよ。議会の仕事。（発言する者あり）広報の編集委員会があるね。10時から。（発言する者あり）いやだから、22日午後ならええですよ。

〔「相手の日程もあるでしょうから」と呼ぶ者あり〕

○土井委員 ああ、そうかそうか。（「編集委員は、ちゃんと僕のほうでやっておきますから」と呼ぶ者あり）そうですか。すみません。

○山本議会事務局次長 この前東京へいろいろ環境省へ行くとかいう話は決まっておったと思うんですが、その後の動きもどうなったのかと。

○土井委員 環境省のほうは、繰越はもう片はついた。繰越は十分できるという話がわかったから行かなくていい。事件議決については、まずやっぱりいきなり国に行くんじゃないかと、市町課に照会するのがルールじゃないかなと思うんですよ。

○伊藤委員長 とりあえずじゃそういうことで。

○土井委員 もし中山弁護士の日がとれたら、その日一緒になら市町課へ行きましょうね。市町課に。一緒に。

○木村委員 今地方課というんじゃないの。今、市町課か。

○伊藤委員長 今市町課です。村が取れて。（発言する者あり）

○土井委員 市と町。村がないようになったから。

○山本議会事務局次長 環境省のほうは正式に、この今の委員会の最中に中止ということ
で。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。（発言する者あり）

○土井委員 三原委員さんも照会したら、それは当たり前のこと。手続きはあんた、物を見りゃあわかろうってこの間言われたっていうし、それは今の書類を見れば確かにそうなんですよね。何ぼでもできる。

○伊藤委員長 環境省への照会というのはなしということで、必要ないということにいたします。

総務省に関しては、その前にまずは県の市町課に問い合わせるということで、日程があれば22日の日に行ってくるということにいたしますので。はい。

○土井委員 必要があれば、県から国のほうに照会してもらおうと。

○田中敏靖委員 一般廃棄物処理設置許可というのは、これは一番新しいものだと思うんですよ、今まで山口県内で。それで一つ設置場所というのが表現されていないのが、こういう許可を今からおろすんであろうかという疑問がある。保管場所はなるほどわかる。だけどこれはたしか移動式の場合だから、例えば今の処理場の機械を据えた時点で設置許可が要するというふうに私は思うちょっとんじゃないけど、こういうふうな許可をいただけるんじゃないかなと。本来これ設置場所がなけんにゃいけんはずなんですよ。ということは今無許可でやりよるということなんよね。現状でやりよること。

○土井委員 いやだから、結局ここは難しいところだけれども、僕らは本当を言うとクリーンセンターでやって、それを今度はあそこに持っていきゃせんのかやけれども、例えば港の所へ持って行ったときにはまた港で許可をとらにゃいけんのかと、本当は聞いたかったわけ。どうもそうじゃないらしいから聞いてないんですよ、実は。場所を変えりゃとらにゃいけんそやないかという疑問はもうずっと持ちよたんよ。

○伊藤委員長 古谷部長に……。

○田中健次委員 先に県に聞かにゃいけん話よね。

○伊藤委員長 古谷部長にその辺の認識は、どうも1カ所とりゃええという認識があったですね。きのう。

○土井委員 それだったら、環境ミニアセスは何の意味もないんよ。（「そういうこと」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長 場所が変わるとですね。（発言する者あり）

それは県のときにまた聞きましょう。はい。（発言する者あり）

ちょっと今委員会を開催中ですよ。閉じていませんので、発言にはちょっと気をつけて
いただいて。（発言する者あり）

いやいや終わっちゃいけないと言うたじゃないですか。終わろうとしたら決さんにかいけ
んことがあるから終わっちゃいけないということで終われませんでしたので。

それでは、散会いたします。御起立ください。お疲れさまでした。

午後 5 時 1 4 分 散会

防府市議会委員会条例第 3 0 条第 1 項の規定により署名する。

平成 2 2 年 4 月 2 0 日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央